

津 市 公 報		第 30 号 平成19年 3月20日 火 曜 日
目 次		
告 示		
・撤去自転車の保管		
・撤去自転車の保管		
・個人演説会等開催施設のために必要な設備の程度及び納入すべき費用の額の承認		
・国民健康保険被保険者証の無効		
・撤去自転車の保管		
・撤去自転車の保管		
・下水道の供用開始区域		
・撤去自転車の保管		
・撤去自転車の保管		
・公示送達		
・撤去自転車の保管		
・認可地縁団体の告示事項の変更		
・認可地縁団体の告示事項の変更		
・認可地縁団体の告示事項の変更		
・保管した屋外広告物		
・公示送達		
・撤去自転車の保管		
・公示送達		
・撤去自転車の保管		
・認可地縁団体の告示事項の変更		
・撤去自転車の保管		
公 告		
・平成18年度地籍調査事業の成果の閲覧		
・犬の抑留		
・開発行為に関する工事の完了		
・開発行為に関する工事の完了		
・犬の抑留		
・犬の抑留		
・開発行為に関する工事の完了		
・平成19年2月分津市農用地利用集積計画		
・犬の抑留		
・開発行為に関する工事の完了		
教委告示		
・教育委員会の招集		
選管告示		
・選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数		
・指定投票区及び指定関係投票区の指定		
・選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所及び期間		
・選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所及び期間		
・三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任		
・三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所		
・三重県知事選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時		
・三重県議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時		
・三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所の開閉時間		
・榊原財産区議会議員選挙における候補者届等の書類の提出場所		
・榊原財産区議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所		
・榊原財産区議会議員選挙における選挙長の行う告示の方法		
・榊原財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任		
・榊原財産区議会議員選挙における選挙人名簿の登録		
・選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所		
・雲出井土地改良区総代会総代選挙における当選人		
・雲出井土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与		
・榊原財産区議会議員選挙の選挙期日		
・榊原財産区議会議員選挙の投票区の決定		
・榊原財産区議会議員選挙における投票所の決定		
・榊原財産区議会議員選挙における開票事務と選挙事務の合同		
・榊原財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時		
・榊原財産区議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任		
・榊原財産区議会議員選挙における期日前投票所の決定		

- ・ 榊原財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
- ・ 榊原財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う場所及び日時
- ・ 榊原財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間
- ・ 榊原財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

監査告示

- ・ 監査公表
- ・ 監査公表
- ・ 監査結果に対する措置報告

水道告示

- ・ 津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 6 8 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 3 月 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 3 月 1 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 6 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 3 月 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 3 月 2 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 7 0 号

公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 1 1 9 条第 2 項及び第 1 2 1 条の規定により、個人演説会等開催のために必要な設備の程度及び納付すべき費用の額を津市選挙管理委員会の承認を得て次のとおり定める。

なお、平成 1 8 年津市告示第 4 6 号は、廃止する。

平成 1 9 年 3 月 2 日

津市長 松 田 直 久

記

別紙のとおり

公営個人演説会場一覧表

		区分	施設の名称	使用する部屋 の種類	聴衆席の 面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種類・程度										その他
						平日昼	平日夜	演 説 会 場							弁 士 控 室			
								照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
1	1	第161条 第1項①	津市立 高野尾幼稚園 高野尾町5266	遊戯室	91	6,020	23,232	40W 32 ダウンライト12 他 4	1	いす 50	有	有						
2	2	第161条 第1項①	津市立 大里幼稚園 大里窪田町1870	遊戯室	72.8	6,020	23,232	40W 20	机 1	いす 80	有	有		40W 8				
3	3	第161条 第1項①	津市立 白塚幼稚園 白塚町4463	遊戯室	55	6,020	23,232	40W 12	机 1 いす 1	いす 50 カーペット 2枚	有	有						
4	4	第161条 第1項①	津市立 北立誠幼稚園 江戸橋一丁目76-2	遊戯室	204	6,020	23,232	40W 40	1	いす 70	有	有		40W18	椅子3 職員室			
5	5	第161条 第1項①	津市立 南立誠幼稚園 桜橋二丁目39	遊戯室 (2階)	150	6,020	23,232	40W 40	1(ステージ)	いす 50	有	有			いす 5			
6	6	第161条 第1項①	津市立 敬和幼稚園 中河原445	遊戯室	75.92	6,020	23,232	80W 15	1	いす 80	有	有						
7	7	第161条 第1項①	津市立 新町幼稚園 新町三丁目4-20	遊戯室	120	6,020	23,232	蛍光灯12	移動式 1	いす 100	有	有						
8	8	第161条 第1項①	津市立 修成幼稚園 修成町12-1	遊戯室	159.6	6,020	23,232	有	机 1 いす10	いす 100	有	有		有	机 4 いす12			
9	9	第161条 第1項①	津市立 育生幼稚園 阿漕町津興1158	遊戯室	200	6,020	23,232	60W 25	机 1	いす 120	有	有						
10	10	第161条 第1項①	津市立 安東幼稚園 納所町234	遊戯室	135	6,020	23,232	40W 24	1	いす 110	有	有		40W 11				
11	11	第161条 第1項①	津市立 櫛形幼稚園 分部1211-1	遊戯室	182	6,020	23,232	40W 40	1	いす 98	有	有						
12	12	第161条 第1項①	津市立 片田幼稚園 片田井戸町43-8	遊戯室	258	6,020	23,232	40W 40	机 1	いす 135	有	有						
13	13	第161条 第1項①	津市立 神戸幼稚園 神戸332-1	遊戯室	251.18	6,020	23,232	40W 30	移動式 1	いす 200	有	有		40W 6	机 8 いす24			
14	14	第161条 第1項①	津市立 藤水幼稚園 藤方1627	遊戯室	206	6,020	23,232	36W 18	1	いす 130	有	有		36W 4	机 15 いす20			
15	15	第161条 第1項①	津市立 高茶屋幼稚園 高茶屋三丁目1-1	遊戯室	295	6,020	23,232	40W 30	1	いす 200	有	有		40W 4	机 4 いす10			
16	16	第161条 第1項①	津市立 雲出幼稚園 雲出本郷町1165	遊戯室	192.24	6,020	23,232	40W 20	机 1	いす 87	有	有		40W 7			投票所	
17	17	第161条 第1項①	津市立 豊が丘小学校 高野尾町3214-1	体育館	697	6,020	23,232	400W 16 300W 15	1	いす 624	有	有		40W 4	机 11			
18	18	第161条 第1項①	津市立 高野尾小学校 高野尾町5266-1	多目的ホール	240	6,020	23,232	40W 60	机 1	いす 100	有	有						
	19		体育館	708	400W 16 300W 15			机 1	いす 150	有	有		80W 2	いす 1				
19	20	第161条 第1項①	津市立 大里小学校 大里窪田町1821	会議室	66	6,020	23,232	40W 20	無	いす 40	無	有					改築工事の 為使用不可	
	21		体育館	797	100W 31			有	いす 300	有	有		40W 4			投票所		
20	22	第161条 第1項①	津市立 一身田小学校 一身田大古曾355	会議室	84	6,020	23,232	40W 24	机 1	いす 70	無	有						
	23		体育館	697	400W 16 300W 15			机 1	いす 500	有	有		有	校長室				
21	24	第161条 第1項①	津市立 白塚小学校 白塚町4463	会議室	63	6,020	23,232	蛍光灯 6	無	いす 50	無	有					投票所	
	25		体育館	720	水銀灯16 白熱灯15			机 1	いす 500	有	有							
22	26	第161条 第1項①	津市立 栗真小学校 栗真中山町452	会議室	68	6,020	23,232	40W 24	無	いす 30	無	有	机 有					
	27		体育館	720	400W 15			机 1 いす 1	いす 100	無	有							
23	28	第161条 第1項①	津市立 北立誠小学校 江戸橋一丁目30	コミュニティー ルーム	56	6,020	23,232	有	机 1	いす 150 シート 有	有	有						
	29		体育館	700	有			机 1	いす 40	無	有		有			投票所		
24	30	第161条 第1項①	津市立 南立誠小学校 桜橋二丁目39	会議室	104	6,020	23,232	蛍光灯 12	無	いす 50	有	有		無	無			
	31		体育館	708	水銀灯16 白熱灯15 蛍光灯12			1	いす 500	有	有			机 3 いす 6		投票所		

		区分	施設の名称	使用する部屋の種類	聴衆席の面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種類・程度										その他
						平日昼	平日夜	演 説 会 場						弁 士 控 室				
								照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
25	32	第161条第1項①	津市立 西が丘小学校 長岡町800-437	体育館	700	6,020	23,232	400W 16 300W 15	1	いす 300	有	有					投票所	
26	33	第161条第1項①	津市立 敬和小学校 中河原445	会議室	64.8	6,020	23,232	40W 18	机 1	いす 45	無	有						
	34			体育館	720			200W 30 40W 2 20W 2	机 1	いす 200 シート 有	無	有	長机10	有	いす 5	投票所		
27	35	第161条第1項①	津市立 養正小学校 丸之内養正町14-1	コミュニティールーム	102	6,020	23,232	有		机 20 いす 50	無	有			机 2 和 室			
	36			体育館	697.38			400W 16 300W 13	机 1	いす 500 シート 有	有	有	有	ミーティング ルーム 机・いす	投票所			
28	37	第161条第1項①	津市立 新町小学校 八町三丁目3-1	会議室	96	6,020	23,232	40W 24	無	いす 50	有	有					投票所	
	38			体育館	768			水銀灯24 白熱灯24	2	いす 200 シート 14	有	有		蛍光灯				
29	39	第161条第1項①	津市立 修成小学校 修成町9-1	北校舎1階 会議室	54	6,020	23,232	常設灯14	長机 2	いす 50	無	有		無				
	40	第161条第1項①		体育館	720			常設灯27	机 1	いす 150	有	有	有	いす 10 長机 2				
30	41	第161条第1項①	津市立 育生小学校 下井財町津興1350	会議室	100	6,020	23,232	40W 24	無	いす 60	無	有		400W 2			投票所	
	42			体育館	833			400W 20 500W 20	机 1	いす 60	有	有		400W 2	机 1 いす 5			
31	43	第161条第1項①	津市立 安東小学校 納所町245	会議室	128	6,020	23,232	40W 30	無	いす 70	有	有		有				
	44			体育館	720			水銀灯16 白熱灯15	1 いす 1	いす 500 シート 19	有	有		2	机 6 いす 18	投票所		
32	45	第161条第1項①	津市立 櫛形小学校 分部1211-1	体育館	667	6,020	23,232	400W 30	1	いす 300 シート 20	有	有		40W 4	机 6 いす 20			
33	46	第161条第1項①	津市立 片田小学校 片田井戸町22	体育館	697	6,020	23,232	水銀灯16 白熱灯15	机 1 小机 2	いす 550	有	有		蛍光灯 有	ミーティング 室 机 8		投票所	
34	47	第161条第1項①	津市立 神戸小学校 神戸332-1	体育館	697	6,020	23,232	400W 16 300W 15	机 1	いす 200	有	無		40W 2	机 4 いす 12			
35	48	第161条第1項①	津市立 藤水小学校 藤方1627	会議室	80	6,020	23,232	蛍光灯40W 36	机 1	いす 100	無	有						
	49			体育館	696			水銀灯16 白熱灯13	机 1	いす 500	有	有		40W 8	机 4 いす 12	投票所		
36	50	第161条第1項①	津市立 南が丘小学校 垂水2538-1	体育館	690	6,020	23,232	40W 30	1	いす 500	有	有					投票所	
	51			多目的ホール	229.5			40W 48 60W 6	1	いす 170	有	有		40W 30	机 有 いす 有			
37	52	第161条第1項①	津市立 高茶屋小学校 高茶屋三丁目1-1	体育館	696	6,020	23,232	400W 18 300W 20 40W 14	机 1	いす 550	有	有		40W 6				
38	53	第161条第1項①	津市立 雲出小学校 雲出本郷町1164	多目的室	109	6,020	23,232	有	机 1	いす 50	無	有						
	54			体育館	934			有	机 1	いす 470	有	有		有	机 有 いす 有			
39	55	第161条第1項①	津市立 豊里中学校 大里睦合町820-1	体育館	972	6,020	23,232	水銀灯25	移動式 1	いす 400 シート 25	有	有				机 3 長いす 3		
40	56	第161条第1項①	津市立 一身田中学校 一身田中野880-1	会議室 (2階)	70	6,020	23,232	蛍光灯18	机 1	いす 60	無	有		有	校長室			
	57			体育館	1,080			700W 13 500W 12	机 1	いす 150 シート 有	有	有						
41	58	第161条第1項①	津市立 橋北中学校 桜橋二丁目38-1	会議室 (B棟2階)	102	6,020	23,232	40W 30	机 3	いす 50	無	有		40W 6	校長室 ソファ- 4			
	59			体育館	1,035.6			28	有	いす 700	有	有		有	机 3			
42	60	第161条第1項①	津市立 東橋内中学校 中河原356-2	会議室	32.864	6,020	23,232	40W 12	無	机 15 いす 28	無	有						
	61			体育館	840			100W～ 200W 40	机 1	いす 300	有	有		有	いす有			

		区分	施設の名称	使用する部屋の の種類	聴衆席の 面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種類・程度										その他
						平日昼	平日夜	演 説 会 場						弁 士 控 室				
								照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
43	62	第161条 第1項①	津市立 西橋内中学校 東古河町7-1	被服室	128	6,020	23,232	有	無	いす 40	無	無					投票所	
	体育館			1,225	27			移動式	いす 150 シート 有	有	有							
44	64	第161条 第1項①	津市立 橋南中学校 上井財町津興2537-4	会議室	56	6,020	23,232	40W 12	無	いす 40	無	有						
	体育館			875	水銀灯24 白熱灯 6			移動式	いす 600	有	有							
45	66	第161条 第1項①	津市立 西郊中学校 一色町219	体育館	1,387	6,020	23,232	400W 21 100W 21	机 1	いす 600 シート 有	有	有						
46	67	第161条 第1項①	津市立 南が丘中学校 垂水2622-1	体育館	1,050	6,020	23,232	水銀灯24 白熱灯 8	1	いす 430	有	有	ステージ 照明 有	蛍光灯 40W 18	机 10 いす 20			
47	68	第161条 第1項①	津市立 南郊中学校 高茶屋四丁目44-1	ミーティング室	74	6,020	23,232	40W 9	無	いす 50	無	有						
	体育館			1,000	有			1	いす 600 シート 有	有	有		有	机 6 いす 50				
48	70	第161条 第1項①	三重短期大学 一身田中野157	41 番教室 (4階)	229	6,020	23,232	80W 30	机 1 いす 1	机 210 いす 210	有	無		80W 12	42番教室 (4階)			
	体育館			988	有			有	いす 300	有	有		有	応接室 テーブル 2 いす 12				
49	72	第161条 第1項①	津市津中央公民館 丸之内養正町1-1	ホール	258	9:00～12:00 6,800 13:00～17:00 9,000 18:00～22:00 9,000 冷暖房時は10分の3の額 を加算		40W 72	机 1 いす 1	いす 260	有	有		40W 3	いす 3			
50	73	第161条 第1項①	津市橋北公民館 羽所町700	研修室A	111	9:00～12:00 3,400 13:00～17:00 4,200 18:00～22:00 4,200 冷暖房時は10分の3の額 を加算		32W 56	1	72	有	有						
	研修室B			59	9:00～12:00 1,200 13:00～17:00 1,700 18:00～22:00 1,700 冷暖房時は10分の3の額 を加算		天井灯	1	36	無	有							
51	75	第161条 第1項①	津市橋南公民館 幸町18-22	会議室	85	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,200 18:00～21:00 1,200 冷暖房時は10分の3の額 を加算		40W 20	机 1	いす 80	有	有		20W	机 1 いす 1		投票所	
52	76	第161条 第1項①	津市一身田公民館 一身田293-3	会議室	84	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額 を加算		40W 24	机 1	いす 70	有	有		40W 12	研究室		投票所	
53	77	第161条 第1項①	津市白塚公民館 白塚町5205	会議室	75	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額 を加算		40W 24	机 1 いす 1	いす 70	無	有		無	無		投票所	
54	78	第161条 第1項①	津市片田公民館 片田井戸町17-2	会議室	103.95	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額 を加算		80W 15	机 2	いす 100	無	有		28W 2 30W 2				
55	79	第161条 第1項①	津市南郊公民館 高茶屋三丁目25-6	会議室	84	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額 を加算		80W 8	机 1	いす 80	有	有		80W 4	2 階 事務室		投票所	
56	80	第161条 第1項①	豊里公民館 大里睦合町610-1	1 階 会議室	51	9:00～12:00 900 13:00～17:00 1,100 18:00～22:00 1,100 冷暖房時は10分の3の額 を加算		40W 18	机 1	いす 36	無	有		40W 2	机 1 いす 3			
	2 階 研究室			79	9:00～12:00 700 13:00～17:00 900 18:00～22:00 900 冷暖房時は10分の3の額 を加算		40W 32	机 1	いす 65	無	有		40W 2	机 1 いす 3				
57	82	第161条 第1項①	津市敬和公民館 寿町21-22	大会議室	130	9:00～12:00 1,700 13:00～17:00 2,200 18:00～22:00 2,200 冷暖房時は10分の3の額 を加算		40W 32	机 1	いす 150	有	有		有			投票所	

		区分	施設の名称	使用する部屋の の種類	聴衆席の 面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種類・程度										その他
						平日昼	平日夜	演 説 会 場						弁 士 控 室				
								照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
58	83	第161条 第1項②	津市アストプラザ 羽所町700	アストホール	351	平 日 土 日 祝 9:00～12:00 7,700 10,300 13:00～17:00 10,200 13,700 18:00～22:00 10,200 13,700		天井灯	1	可動式198 いす 72	有	無		6	机 6 いす 21			
	会議室1			123	9:00～12:30 3,700 13:00～17:00 4,600 18:00～22:00 4,600		32W 24	折りたたみ机 1	いす 60	有	有					投票所		
59	85	第161条 第1項②	津市センターパレスホール 大門7-15	ホール	460	9:00～12:30 20,000 13:00～17:00 27,000 18:00～22:00 27,000		400W 32 336W 28	移動式 1	いす 552	有	有		80W 2	5人用 応接セット 1			
60	86	第161条 第1項②	津リージョンプラザ内 お城ホール 西丸之内23-1	ホール	487	平 日 土 日 祝 9:00～12:00 7,000 9,000 13:00～17:00 10,000 14,000 18:00～22:00 14,000 18,000 9:00～17:00 17,000 23,000 13:00～22:00 24,000 33,000		30.6KW69	演壇 1 机 2 いす 4	600	有	有		320W	机 1 いす 4			
61	87	第161条 第1項②	津市橋南市民センター 津興1162	大ホール	150	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400		40W 40	移動式 1	いす 230	有	有						
62	88	第161条 第1項②	津市北部市民センター 栗真中山町816-10	大会議室	176.25	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400		120W 4 40W 56	移動式 1	いす 120	有	有			机 7 いす 15			
63	89	第161条 第1項②	津市西部市民センター 野田1-1	大会議室	156	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400		40W 48	移動式 1	机 100 いす 100	有	有		40W 8	小会議室 和 室			
64	90	第161条 第1項②	津市雲出市民センター 雲出本郷町1389	ホール	90	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400		55W 20 18W 14	移動式 1	いす 100	有	有						
65	91	第161条 第1項②	津市白塚市民センター 白塚町2111	大ホール	176.5	9:00～12:30 2,800 13:00～17:00 2,800 18:00～21:30 3,400		250W 5 42W 78 32W 26 20W 2	移動式 1	机 50 いす 150	有	有		32W 12	小会議室 机 8 いす 24	投票所		
66	92	第161条 第1項②	津市高茶屋市民センター 高茶屋四丁目37番59号	大ホール	270.6	9:00～12:30 4,000 13:00～17:00 4,000 18:00～21:30 5,100		42W×3 22 400W×1 12	1	288	有	有		小会議室 32W×2 6 9:00～12:30 400 13:00～ 17:00 400 18:00～ 21:30	机 6 いす 18	冷暖房使用 は10分の3 の額を加算		
67	93	第161条 第1項②	津市橋南会館 柳山津興1535-27	大会議室	94.5	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500		80W 15	無	いす 64	無	有		80W 2	小会議室 応接セット	投票所		
68	94	第161条 第1項②	津市新町会館 八町二丁目5-16	大会議室	106	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500		80W 18	無	いす 80	ワイヤレス 2 マイクスタ ンド1	有		80W 1	小会議室 机 4 いす 10			
69	95	第161条 第1項②	津市城山会館 城山二丁目20-3	大会議室	61.75	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500		64W 15	移動式 1	いす 65	無	有		64W 9	小会議室 机 10 いす 25	投票所		
70	96	第161条 第1項②	津市津西会館 一身田上津部田1355-5	大会議室	72	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500		32W 12	移動式 1	いす 80	ワイヤレス 2 マイクスタ ンド1	有		32W 6	小会議室 机 10 いす 25	投票所		
71	97	第161条 第1項②	津市豊が丘会館 高野尾町3006-429	大会議室	75	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500		32W×2 15	移動式	いす 54	有	有		32W×2 6	小会議室 机 6 いす 18			
72	98	第161条 第1項②	津市南が丘会館 垂水2882-1	大会議室	74.4	9:00～12:30 1,200 13:00～17:00 1,200 18:00～21:30 1,500		32W 20	移動式 1	いす 70	有	有		32W 20	小会議室 兼実習室 実習台 5 いす 35	投票所		
73	99	第161条 第1項②	津市礪形市民館 分部262-1	和 室	105.6	6,020	23,232	蛍光灯 40W 16	机 1	座布団50	無	有		40W 2	事務室 机 いす			
74	100	第161条 第1項②	津市中央市民館 愛宕町223	ホール	105.7	6,020	23,232	40W 32	机 1	いす 150	有	有		40W 18	会議室 円卓 1 いす 15			
75	101	第161条 第1項②	津市長谷山市民館 分部1712-1	会議室	45.7	6,020	23,232	40W 6	机 1	いす 20	無	有		40W 1	事務室 机 2 いす 2			

		区分	施設の名称	使用する部屋の の種類	聴衆席の 面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種類・程度										その他
						平日昼	平日夜	演 説 会 場						弁 士 控 室				
								照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
76	102	第161条 第1項②	津市雲出市民館 雲出島貴町488-7	和 室	59.4	6,020	23,232	36W 80	1	座布団80	無	有		40W 2	机 1 いす 6			
77	103	第161条 第1項③	津市阿漕塚記念館 柳山津興613	大会議室	63	9:00～12:30 1,100 13:00～17:00 1,100 18:00～21:30 1,400		80W 8		いす 40				60W	和室 10畳	投票所		
78	104	第161条 第1項③	津市相生会館 相生町383	和 室	148.5	6,020	23,232	40W 40	机 1	座布団100	有	有		40W 2	応接4点セット			
79	105	第161条 第1項③	津市愛宕会館 愛宕町10	和 室	132	6,020	23,232	40W 24	机 1	座布団100	有	有			机 いす			
80	106	第161条 第1項③	津市大井会館 中河原170-6	大広間	36畳	6,020	23,232	480W		座布団50	有	有		有	有			
81	107	第161条 第1項③	津市第二青谷集会所 半田3424-82	和 室	66	6,020	23,232	40W 2	無	座布団50	無	有						
82	108	第161条 第1項③	島崎集会所	1 階 会議室	33	6,020	23,232	40W 8	無	いす 40	無	有			有 エアコン付			
	109		島崎町261-2	2 階 日本間	41	6,020	23,232	40W 12	有(板間)	座布団 80	無	有			有 エアコン付			
83	110	第161条 第1項③	津市高州町教育集会所 高州町15-30	2 階 会議室	105	6,020	23,232	40W 30	1	いす 50	有	有		20W 10	和 室			
84	111	第161条 第1項③	津市モーターボート競走場 ツッキードーム 藤方637	ツッキードーム	998.5	平 日 (1時間あたり) 2,700	土日祝 3,600	1KW 12 400W 36 500W 42	移動 1 いす 40	1～3F 521 4F 152	有	無		40W 48	机 3 ハイいす 12 丸いす 6			
85	112	第161条 第1項①	津市立久居中学校	体育館	1,050	6020 電灯使用 600	23232 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム270w 30基	78㎡ 演台 1	イス800	有	有		40w2連×1 灯	14㎡	スロープ 駐車場有		
	113		久居西鷹跡町494	ミーティングルーム	135			40w2連×26 灯	－	イス80 机24	無	有	エアコン	－	－			
86	114	第161条 第1項①	津市立久居西中学校	体育館	918	6020 電灯使用 600	23232 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム180w 24基	56㎡ 演台 1	イス250	有	有		40w2連×2 灯	20㎡	スロープ 駐車場有		
	115		久居一色町940	ミーティングルーム	129			40w2連×24 灯	－	イス50 机20	無	有	エアコン	－	－			
87	116	第161条 第1項①	津市立久居東中学校 久居井戸山町721-1	体育館	940	6020 電灯使用 600	23232 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム300w 30基	57㎡ 演台 1	イス500 机10	有	有		40w2連×2 灯	22㎡	スロープ 駐車場有		
88	117	第161条 第1項①	津市立誠之小学校	体育館	925	6020 電灯使用 600	23232 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75㎡ 演台 1	イス720	有	有		40w×2灯	14㎡	投票所 スロープ有 駐車場有		
	118		久居西鷹跡町424	ミーティングルーム	123			40w2連×24 灯 40w×2灯	－	イス100 机10	無	有	エアコン	－	－			
89	119	第161条 第1項①	津市立成美小学校	体育館	925	6020 電灯使用 600	23232 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム220w 28基	75㎡ 演台 1	イス700	有	有		40w×2灯	14㎡	投票所 スロープ有 駐車場有		
	120		久居新町737	ミーティングルーム	123			40w2連×24 灯 40w×2灯	－	イス50 机10	無	有	エアコン	－	－			
90	121	第161条 第1項①	津市立桃園小学校	体育館	696	6020 電灯使用 600	23232 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム220w 20基	56㎡ 演台 1	イス290	有	有		40w×1灯	11㎡	スロープ 駐車場有		
	122		新家町1350	ミーティングルーム	97			40w2連×18 灯	－	イス36 机12	無	有	エアコン	－	－			
91	123	第161条 第1項①	津市立戸木小学校	体育館	624	6020 電灯使用 600	23232 電灯使用 600	ハロゲン400w 25基	64㎡ 演台 1	イス150 机2	有	有		40w2連×2 灯	16㎡	スロープ 駐車場有		
	124		戸木町880	ミーティングルーム	90			40w2連×16 灯 40w×2灯	－	イス30 机20	無	有	エアコン	－	－			
92	125	第161条 第1項①	津市立栗葉小学校	体育館	696	6020 電灯使用 600	23232 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム180w 20基	59㎡ 演台 1	イス400	有	有		40w×1灯	10㎡	スロープ 駐車場有		
	126		森町270	ミーティングルーム	99			40w2連×18 灯	－	イス50 机20	無	有	エアコン	－	－			
93	127	第161条 第1項①	津市立榊原小学校	体育館	696	6020 電灯使用 600	23232 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム180w 20基	58㎡ 演台 1	イス200 机5	有	有		40w×1灯	10㎡	スロープ 駐車場有		
	128		榊原町5848	ミーティングルーム	99			40w2連×18 灯	－	イス20 机10	無	有	エアコン	－	－			
94	129	第161条 第1項①	津市立立成小学校	体育館	720	6020 電灯使用 600	23232 電灯使用 600	ハロゲン400w ナトリウム220w 20基	77㎡ 演台 1	イス750	有	有	－	40w2連×2 灯	22㎡	スロープ 駐車場有		
	130		久居野村町560	大会議室	111			40w2連×20 灯	－	イス150 机20	有	有	エアコン	－	－			

		区分	施設の名称	使用する部屋の の種類	聴衆席の 面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種類・程度										その他
						平日昼	平日夜	演 説 会 場						弁 士 控 室				
								照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
95	131	第161条 第1項①	津市立翼ヶ丘幼稚園 久居東鷹跡町177-5	遊戯室	90	6,020	23,232	40w×20灯	33㎡	イス:60	有	有		—	—	駐車場有 約8台		
96	132	第161条 第1項①	津市立密柑山幼稚園 久居北口町554-2	リズム室	91	6,020	23,232	40w×18灯 舞台 40w×5灯	机 1 いす 0	イス:80	無	有		—	—	0 駐車場有		
97	133	第161条 第1項①	津市立桃園幼稚園 新家町873-1	遊戯室	91	6,020	23,232	40w×24灯	33㎡	イス:60	有	有		40w2連×4灯	会議室 67㎡	駐車場有		
98	134	第161条 第1項①	津市立戸木幼稚園 戸木町2337	遊戯室	91	6,020	23,232	40w×24灯	33㎡	イス:100	有	有		40w2連×4灯	保育室又は 職員室	駐車場有		
99	135	第161条 第1項①	津市立栗葉幼稚園 森町284-1	遊戯室	96	6,020	23,232	40w×18灯	29㎡	イス:120	有	無		—	—	投票所 駐車場有		
100	136	第161条 第1項①	津市立榊原幼稚園 榊原町5156	遊戯室	99	6,020	23,232	40w×24灯	33㎡	イス:60	有	有		40w2連×4灯	会議室 67㎡	駐車場有		
101	137	第161条 第1項①	津市立のむら幼稚園 久居野村町542-3	遊戯室	96	6,020	23,232	40w×18灯	29㎡	イス:110	有	無		—	—			
	138	第161条 第1項①	津市久居中央公民館 久居元町2354	講座室	54	9:00~12:00 1200 13:00~17:00 1500	1,500	40w2連×8灯 40w×2灯	—	イス:36 机:12	有	有	エアコン	40w2連×2灯	応接室 12㎡	スロープ 駐車場有		
	139			大会議室2階	54	9:00~12:00 2000 13:00~17:00 2600	2,600	40w2連×12灯	演台1	イス:70 机:23	有	有	エアコン	40w2連×6灯	小会議室2階 36㎡			
	140			大会議室3階	162	9:00~12:00 3200 13:00~17:00 4200	4,200	40w2連×18灯	演台1	イス:120 机:40	有	有	エアコン	40w2連×4灯	小会議室3階 18㎡			
103	141	第161条 第1項①	津市立桃園公民館 新家町1365-5	情報交換研修室	82	1,570	2,100	40w2連×10灯	—	50畳 和机30	有	有	エアコン	20w2連×3灯	小会議室 20㎡	投票所 スロープ 駐車場有		
104	142	第161条 第1項①	津市立戸木公民館 戸木町1782	教室	64	1,570	2,100	40w2連×6灯	—	和室40畳 和机20	有	有	エアコン	40w2連×4灯	図書室 25㎡	2 投票所 スロープ 駐車場有		
105	143	第161条 第1項①	津市七栗公民館 森町286	大会議室	76	午前 1200	午後 1600	40w3連×10灯	—	和室40畳 和机15	有	有	エアコン	40w3連×2灯	小会議室 10畳	スロープ 駐車場有		
106	144	第161条 第1項①	津市立稲葉公民館 稲葉町1905-3	会議室	131	310	310	40w2連×30灯	— 演台1	イス150 机34	有	有	エアコン	40w2連×8灯	和室21畳	スロープ 駐車場有		
107	145	第161条 第1項②	津市榊原農民研修所 榊原町5104	第4研修室	79	6,020	23,232	40w2連×6灯	— 演台1	45畳 和机27	有	有		40w2連×6灯	第3研修室 32㎡	投票所 スロープ 駐車場有 夜間の場合 (休日)臨時 職員が必要		
108	146	第161条 第1項②	津市久居市民会館 久居元町2354	ホール	600	13:00 ~16:30 10,500	17:30 ~21:00 13,650	○	140㎡ 演台1	983席 車椅子席4	有	有	エアコン	1部屋:40w 2連×4灯	和室25㎡×2 部屋	スロープ 駐車場有		
109	147	第161条 第1項②	津市久居北口市民館 久居北口町2709-6	研修室	80	1,050	1,570	40w2連×18灯	—	イス50 机30	有	有	エアコン	40w2連×3灯	教養娯楽室 20.5㎡	スロープ 駐車場10台		
110	148	第161条 第1項②	津市久居北口文化会館 久居北口町560-5	研修室	94	1,050	1,570	30w×15灯	—	イス100 机26	有	有	エアコン	40w2連×2灯	相談室 21㎡	スロープ 駐車場有		
111	149	第161条 第1項②	津市榊原市民館 榊原町10032	会議室(和室)	81	1,050	1,570	20w5連×12灯	—	50畳 和机30	無	有	エアコン	—	—	駐車場有		
112	150	第161条 第1項③	津市羽野地区集会所 戸木町5578-13	集会室	30	1,570	3,150	○	—	18畳	無	有	エアコン			駐車場有		
113	151	第161条 第1項③	津市明神地区集会所 久居明神町1180-259	集会室	51	1,570	3,150	40w2連×6灯	—	イス30 机10	無	有		サークライン 2灯	和室8畳×2 室			
114	152	第161条 第1項③	津市井戸山地区集会所 久居井戸山町153-6	集会室	59	1,570	3,150	40w2連×12灯	—	イス40 机10	無	有		40w2連×4灯	和室8畳×2 室	駐車場有		
115	153	第161条 第1項③	津市狐塚地区集会所 戸木町3504-3	集会室	59	1,570	3,150	40w2連×12灯	—	イス44 机14	有	有		サークライン 2灯	和室8畳×2 室	駐車場有		
116	154	第161条 第1項③	津市榊原地区集会所 榊原町2879-2	集会室	96	1,570	3,150	32w5連×5灯	—	イス45 机31	無	有		サークライン 2灯	和室8畳×2 室	スロープ 駐車場有		
117	155	第161条 第1項③	津市諸戸山・横山地区集会所 久居明神町1530-27	集会室	45	1,570	3,150	40w2連×9灯	—	イス44 机14	無	有		40w2連×3灯	和室(10畳、 8畳)	スロープ 駐車場有		
118	156	第161条 第1項③	津市風早地区集会所 戸木町4152-359	集会室	38	1,570	3,150	40w2連×8灯	—	イス35 机10	有	有	エアコン	40w2連×6灯	和室(10畳、 8畳)	スロープ 駐車場有		
119	157	第161条 第1項③	津市桃園地区集会所 川方町475-2	集会室	52	1,570	3,150	36w3連×12灯 40w×1灯	—	イス36 机10	無	有	エアコン	20w2連×4灯	和室8畳×2 室	スロープ 駐車場有		
120	158	第161条 第1項③	津市相川地区集会所 久居野村町1976-22	集会室	39	1,570	3,150	40w2連×6灯	—	20畳 和机15	無	有		40w2連×2灯	小会議室 25㎡	駐車場有		
121	159	第161条 第1項③	津市久居万町・中町・射場町地区 集会所 久居射場町43	集会室	50	1,570	3,150	45w4連×3灯	—	イス40 机14	無	有	エアコン	○	和室8畳×2 室	スロープ		
122	160	第161条 第1項③	津市元町地区集会所 久居元町2099-2	談話室A	65	1,570	3,150	32w2連×16灯	—	イス67 机20	有	有	エアコン 内12畳 和室	—	—	投票所 スロープ		

		区分	施設の名称	使用する部屋の 種類	聴衆席の 面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種類・程度										その他
						平日昼	平日夜	演 説 会 場							弁 士 控 室			
								照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
123	161	第161条 第1項③	津市久居団地・東町地区集会所 久居野村町372-264	懇話室(A・B)	87	1,570	3,150	32w2連×15 基	—	イス60 机20	有	有	エアコン	32w2連×4 灯	懇話室C 18㎡	スロープ 駐車場有		
124	162	第161条 第1項③	津市下村教育集会所 梶原町8161-2	集会室	49	6,020	23,232	20w3連×8灯	—	イス41 机9	無	有		サークライン1灯	和室8畳	投票所 駐車場有		
	163	第161条 第1項③	津市久居総合福祉会館 久居東鷹跡町20-2	レクリエーションホール	284	6,820	6,820	20w4連×16 灯、13w×140 灯ほか	45㎡ 演台1	イス300	有	有	エアコン	40w2連×2 灯	9㎡	スロープ、エ レベーター 駐車場有		
	164			第1、2研修室	84	1,360	1,360	40w2連×16 灯 40w×2灯	—	イス48 机16	有	有	エアコン	—	—			
126	165	第161条 第1項③	津市須ヶ瀬構造改善センター 須ヶ瀬町1610-7	研修室 和室	80	1,050	1,570	40w×24灯	—	イス50	無	有	エアコン	サークライン1灯	和室10畳	投票所 スロープ 駐車場有		
127	166	第161条 第1項③	津市七栗産業会館 庄田町517-1	会議室	62	6,020	23,232	40w2連×15 灯	—	イス90 机30	有	有	エアコン	40w3連×3 灯	懇話室 21㎡	投票所 スロープ 駐車場有		
128	167	第161条 第1項①	津市立香良洲小学校 香良洲町2190-1	体育館	880	6,020	23,232	有	1	いす 500	有	有						
129	168	第161条 第1項①	津市立香海中学校 香良洲町128	体育館	800	6,020	23,232	有	1	いす 300	有	有				投票所		
	169	第161条 第1項②	津市サンデルタ香良洲 香良洲町2167	多目的ホール	828	9:00～12:00 5,000 13:00～17:00 6,500 18:00～21:00 7,500 空調使用3割増		有	1	400	有	有		有	使用料要			
	170			すこやかルーム	387	9:00～12:00 1,000 13:00～17:00 1,300 18:00～21:00 1,500 空調使用3割増		有	1	いす 100	有	有						
	171	第161条 第1項①	津市河芸中央公民館 河芸町浜田742	大ホール	665	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 6,000 13:00～17:00 7,000 18:00～22:00 7,000 冷暖房使用3割加算		ダウンライト28 40W 20	1	いす500 (固定)	有	有	エアコ ン			スロープ 駐車場 エレベーター		
	172			第1、2会議室	162	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 1,600 13:00～17:00 2,000 18:00～22:00 2,000 冷暖房使用3割加算		40W 60 ダウンライト32	1	机 39 いす117	有	有						
	173	第161条 第1項①	津市上野公民館 河芸町上野834-4	第1、2研修室	62.5	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000 18:00～22:00 1,000 冷暖房使用3割加算		40W 20	1	机 13 いす36	無	有	エアコ ン					
	174			第1、2会議室 (和室)	54	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000 18:00～22:00 1,000 冷暖房使用3割加算		55W 16	無	—	無	無						
133	175	第161条 第1項①	津市千里ヶ丘公民館 河芸町千里ヶ丘14	ホール	155	平日、土日祝日とも 9:00～12:00 800 13:00～17:00 1,000 18:00～22:00 1,000 冷暖房使用3割増加算		40W 32	無	机 20 いす40	無	無	エアコ ン					
134	176	第161条 第1項①	津市立朝陽中学校 河芸町上野2010	体育館	1091.94	6,020	23,232	白熱灯9 水銀灯56	1	いす500	有	有						
135	177	第161条 第1項①	津市立豊津小学校 河芸町一色1680	体育館	530	6,020	23,232	白熱灯12 水銀灯12	1	いす250	有	有				投票所		
136	178	第161条 第1項①	津市立上野小学校 河芸町上野2963	体育館	583	6,020	23,232	白熱灯16 水銀灯16	1	いす300	有	有				投票所		
137	179	第161条 第1項①	津市立黒田小学校 河芸町北黒田109-1	体育館	583	6,020	23,232	白熱灯16 水銀灯16	1	いす200	有	有				投票所		
138	180	第161条 第1項①	津市立千里ヶ丘小学校 河芸町千里ヶ丘13	体育館	578	6,020	23,232	白熱灯4 水銀灯21	1	いす500	有	有				投票所		
139	181	第161条 第1項①	津市立豊津幼稚園 河芸町一色1666	遊戯室	140	6,020	23,232	40W2列 24	無	無	有	無						
140	182	第161条 第1項①	津市立上野幼稚園 河芸町上野2963	遊戯室	157	6,020	23,232	40W2列 14	無	無	有	有						
141	183	第161条 第1項①	津市立黒田幼稚園 河芸町北黒田109-1	遊戯室	96	6,020	23,232	40W3列 6 27Wツイン 9 18Wツイン 3	無	無	有	無						
142	184	第161条 第1項①	津市立千里ヶ丘幼稚園 河芸町千里ヶ丘13	遊戯室	154	6,020	23,232	40W2列 25	無	無	有	無						
143	185	第161条 第1項①	津市立椋本幼稚園 芸濃町椋本5132番地	遊戯室	70	6,020	23,232	有	有	パイプ椅子 60・収容100	マイク2 スピー カ1	有	—	—	—			
144	186	第161条 第1項①	津市立明幼稚園 芸濃町林346番地1	遊戯室	130.5	6,020	23,232	蛍光灯27	有	収容50	無	有	—	—	—			
145	187	第161条 第1項①	津市立安西・雲林院幼稚園 芸濃町北神山305番地	遊戯室	120	6,020	23,232	蛍光灯25	無	収容50	無	有	—	—	—	投票所		
	188	第161条 第1項①	津市立椋本小学校 芸濃町椋本5133番地	体育館	530	6,020	23,232	水銀灯9 白熱灯11	有	パイプ椅子 300	マイク3 スピー カ2	有	—	—	—			
	189			多目的ホール	186			蛍光灯24 白熱灯8	有(移動式)	収容100	マイク1 スピー カ8	有	—	—	—			

		区分	施設の名称	使用する部屋の の種類	聴衆席の 面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種類・程度										その他
						平日昼	平日夜	演 説 会 場						弁 士 控 室				
								照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
147	190	第161条 第1項①	津市立明小学校 芸濃町林325番地	体育館	441	6,020	23,232	水銀灯15	机1	パイプ椅子 150・収容200	有	有	-	-	-	投票所		
148	191	第161条 第1項①	津市立安西小学校 芸濃町北神山310番地	体育館	459	6,020	23,232	水銀灯15	有	パイプ椅子 169	マイク2 スピー カ2	有	-	-	-			
149	192	第161条 第1項①	津市立雲林院小学校 芸濃町雲林院566番地	体育館	616	6,020	23,232	水銀灯14 蛍光灯12	有	パイプ椅子 300	マイク2 スピー カ2	有	-	-	-			
150	193	第161条 第1項①	津市立芸濃中学校 芸濃町棕本5147番地	体育館 アリーナ		6,020	23,232	水銀灯 37灯	無	折りたたみ椅子 200	有	有	-	-	-			
	多目的ホール1			102.33	蛍光灯 56灯			無	無	有	有	-	-	-				
	多目的ホール2			109.29	蛍光灯13 ダウンライト8			無	無	有	有	-	-	-				
151	196	第161条 第1項③	津市雲林院福祉会館	集会室	95.7	9-12時 200円 12-17時 300円	17-22時 500円	蛍光灯16	有	収容60	有	有	-	-	-			
	197		芸濃町雲林院1019番地	和室	54.3		蛍光灯8	無	収容30	無	有	-	-	-				
152	198	第161条 第1項③	津市芸濃総合文化センター	市民ホール	431	9-12時 7,500円 13-17時 10,000円 《舞台使用 時》 冷暖房使 用3割増、 土日及び 祝日3割増	18-22時 11,000円 《舞台使用 時》 冷暖房使 用3割増、 土日及び 祝日3割増	66000W 94灯	1	収容443	有	有	-	120W	有料楽屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5			
	199		芸濃町棕本6824番地	大研修室	234	9-12時 3,000円 13-17時 4,000円 《大研修部 屋全使用 時》 冷暖房使 用3割増、 土日及び 祝日3割増	18-22時 4400 《大研修部 屋全使用 時》 冷暖房使 用3割増、 土日及び 祝日3割増	40W×50灯 2000灯	1	収容120	有	有	-	120W	有料楽屋 午前300 午後400 夜間500 1階応接室 机 1 椅子 5			
153	200	第161条 第1項①	津市立美里中学校 美里町三郷84	体育館	1188	6,020	23,232	有	1	いす 150	有	有			ミーティングルーム			
154	201	第161条 第1項①	津市立長野小学校 美里町北長野1534	体育館	797	6,020	23,232	有	1	いす 100	有	有			ミーティングルーム	投票所		
155	202	第161条 第1項①	津市立高宮小学校 美里町足坂585	体育館	797	6,020	23,232	有	1	いす 100	有	有			ミーティングルーム 和室	投票所		
156	203	第161条 第1項①	津市立辰水小学校 美里町家所2045	体育館	797	6,020	23,232	有	1	いす 150	有	有			ミーティングルーム	投票所		
157	204	第161条 第1項①	津市立みさと幼稚園 美里町家所2054	遊戯室	58	6,020	23,232	36W 12本	机1 いす1	パイプイス150	無	有						
158	205	第161条 第1項①	津市高宮公民館 美里町足坂560-2	集会室	58.32	6,020	23,232	有	無	いす 50	無	無			和室			
159	206	第161条 第1項②	津市美里文化センター 美里町三郷51-3	ホール	336	2時間 5,000円	2時間 5,000円	有	1	いす 332	有	有			有 和室 エアコン付	空調費は別		
160	207	第161条 第1項①	津市立東観中学校 安濃町東観音寺494-1	体育館	1,356.22	6,020	23,232	有(水銀灯)	無	いすなし (ステージな し)	無	有				個人演説会 場としての使 用は困難		
161	208	第161条 第1項①	津市立草生小学校 安濃町草生4209	体育館	408	6,020	23,232	有(水銀灯)	1	パイプいす 250	有	有				平日昼の使 用は困難		
162	209	第161条 第1項①	津市立村主小学校 安濃町連部68	体育館	495.99	6,020	23,232	有(水銀灯)	1	パイプいす 270	有	有				平日昼の使 用は困難		
163	210	第161条 第1項①	津市立安濃小学校 安濃町内多451	体育館	499.96	6,020	23,232	有(水銀灯)	1	パイプいす 410	有	有				平日昼の使 用は困難		
164	211	第161条 第1項①	津市立明合小学校 安濃町栗加978	体育館	450	6,020	23,232	有(水銀灯)	1	パイプいす 290	有	有				平日昼の使 用は困難		
165	212	第161条 第1項①	津市立草生幼稚園 安濃町草生1310-3	遊戯室	99	6,020	23,232	有(蛍光灯)	無	パイプいす 50	有	有				個人演説会 場としての使 用は困難		
166	213	第161条 第1項①	津市立村主幼稚園 安濃町連部91-5	遊戯室	111.15	6,020	23,232	有(蛍光灯)	無	パイプいす 70	有	有				〃		
167	214	第161条 第1項①	津市立安濃幼稚園 安濃町内多451	遊戯室	188.5	6,020	23,232	有(蛍光灯)	無	パイプいす 80	有	有				〃		

		区分	施設の名称	使用する部屋の の種類	聴衆席の 面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種類・程度										その他
						平日昼	平日夜	演 説 会 場						弁 士 控 室				
								照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
168	215	第161条 第1項①	津市立明合幼稚園 安濃町大塚253-2	遊戯室	148.5	6,020	23,232	有(蛍光灯)	無	パイプいす 50	有	有					〃	
169	216	第161条 第1項①	津市安濃中央公民館 安濃町東観音寺483	大広間	161.81	9:00～12:00 2,400 13:00～17:00 3,200 18:00～22:00 3,200		有(蛍光灯)	1	ざぶとん 100 (収容人数 130人)	有	有	エアコン	有			同一フロア	
	217		多目的ホール	136.96	9:00～12:00 2,400 13:00～17:00 3,200 18:00～22:00 3,200		有(蛍光灯)	1	パイプいす 130(収容人 数 150人)	有	有	エアコン	有					
170	218	第161条 第1項①	津市草生公民館 安濃町草生4249-1	多目的ホール	97	9:00～12:00 1,800 13:00～17:00 2,400 18:00～22:00 2,400		有	1	パイプいす 80	有	有	エアコン				投票所	
171	219	第161条 第1項①	津市村主公民館 安濃町連部69-1	多目的ホール	116.6	9:00～12:00 1,800 13:00～17:00 2,400 18:00～22:00 2,400		40w 40灯	1	パイプいす 80	有	有	エアコン	有	エアコン		投票所	
172	220	第161条 第1項①	津市安濃公民館 安濃町内多3653	多目的ホール	121.5	9:00～12:00 1,800 13:00～17:00 2,400 18:00～22:00 2,400		有	1	パイプいす 80	有	有	エアコン				投票所	
173	221	第161条 第1項①	津市明合公民館 安濃町葉加978	研修室 (2F)	124.7	9:00～12:00 1,800 13:00～17:00 2,400 18:00～22:00 2,400		40W25本	無	ざぶとん 100 いす 60脚	無	有	エアコン				投票所	
174	222	第161条 第1項③	津市サンヒルズ安濃 安濃町東観音寺418	ハーモニーホー ル	525	3,800円/時 冷暖房3割増、休日3割 増		有(ハロゲン)	1	いす一般596 いす身障 4	有	有	エアコン	有	30㎡ 冷暖房有		3人	
	223		教養倶楽室	149.05	2,000円/時		有(蛍光灯)	1	ざぶとん 200 畳敷	有	有	エアコン						
175	224	第161条 第1項①	津市立大井小学校 一志町大仰326	体育館	600	6,020	23,232	水銀灯	1	いす200	有	有						
176	225	第161条 第1項①	津市立高岡小学校 一志町田尻353-1	体育館	812	6,020	23,232	水銀灯50灯	1	いす480	有	有		蛍光灯 4本	机4 いす10			
177	226	第161条 第1項①	津市立波瀬小学校 一志町波瀬2236	体育館	525	6,020	23,232	水銀灯19灯	1	いす100	有	有			無			
178	227	第161条 第1項①	津市立川合小学校 一志町八太785-1	体育館	942.9	6,020	23,232	水銀灯300W× 40灯 ハロゲン250W ×10灯	1	いす600	有	有		蛍光灯 32W×6本				
179	228	第161条 第1項①	津市立一志中学校 一志町高野2609	体育館	1095	6,020	23,232	水銀灯 大27灯 中28灯 小15灯	1	いす600	有	有		蛍光灯 2本	机4 いす8			
180	229	第161条 第1項①	津市大井公民館 一志町大仰217-1	大研修室	306.6	9時～12時 1,500円 13時～17時 2,000円 冷暖房時は 10分の3 の額を加算	18時～22時 2,000円	蛍光灯大75 ダウンライト17	1	いす200	有	有		2灯	机2 いす4 座敷机5		投票所	
181	230	第161条 第1項①	津市コミュニティプラザ川合 (津市川合公民館) 一志町八太1008-1	多目的研修室 A・B	A 142 B 155	9時～12時 1,500円 13時～17時 2,000円 9時～17時 3,500円 13時～21時 3,500円 9時～21時 5,000円 冷暖房時は 10分の3 の額を加算	18時～21時 1,500円	蛍光灯大80 ダウンライト40	1	いす200	有	有		40W 4				
182	231	第161条 第1項①	津市一志農村環境改善センター (津市波瀬公民館) 一志町田尻605-2	多目的ホール	523.7	9時～12時 5,000円 12時～17時 5,000円 9時～22時 10,000 円 冷暖房使用 料1時間に つき1,000円	17時～22時 8,000円	水銀灯18 ダウンライト24 誘導灯14	1	360 移動観覧席	有	有		蛍光灯	小会議室		投票所	
183	232	第161条 第1項①	津市波瀬ふれあい会館 (津市波瀬公民館) 一志町波瀬2232-2	多目的研修室 A・B	A 142 B 158	9時～12時 1,500円 13時～17時 2,000円 9時～17時 3,500円 13時～21時 3,500円 9時～21時 5,000円 冷暖房時は 10分の3 の額を加算	18時～21時 1,500円	蛍大184小48 ダウンライト14 スポットライト5	1	いす100	有	有		40W 16	和室A		投票所	

		区分	施設の名称	使用する部屋 の種類	聴衆席の 面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種類・程度										その他
						平日昼	平日夜	演 説 会 場						弁 士 控 室				
								照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
184	233	第161条 第1項③	津市一志体育館 一志町高野160-728	メインアリーナ	1080	9時～12時 6,000円 13時～17時 8,000円 9時～22時 30,000円 照明1時間 1,000円	18時～22時 16,000円	水銀灯40他6 水銀灯16	1	2階観覧席3 18 イス500	有	有				無		
	234			サブアリーナ	225	9時～12時 3,000円 13時～17時 4,000円 9時～22時 15,000円 照明1時間 1,000円	18時～22時 8,000円	水銀灯16				有				無	投票所	
185	235	第161条 第1項①	津市立家城小学校 白山町南家城647	体育館	486	6020 照明料 @400	23232 照明料 @400	400W 17	1	いす 200	有	有					投票所	
186	236	第161条 第1項①	津市立川口小学校 白山町川口1991	体育館	696	6020 照明料 8:30～正午 午後1～午後5 午後6～午後10 全面600円 半面300円	23232 照明料 全面600 円 半面400 円	400W 24	1	いす 250	有	有					投票所	
187	237	第161条 第1項①	津市立大三小学校 白山町二本木296	体育館	998	6020 照明料 @200	23232 照明料 @200	400W 24	1	いす 240	有	有						
188	238	第161条 第1項①	津市立倭小学校 白山町上ノ村183	体育館	1093	6020 照明料 @200	6020 照明料 @200	400W 26	1	いす 260	有	有						
189	239	第161条 第1項①	津市立ハツ山小学校 白山町八対野2480	体育館	977	6020 照明料 @200	6020 照明料 @200	400W 20	1	いす 200	有	無						
190	240	第161条 第1項①	津市立白山中学校 白山町川口471-6	体育館	1169	6,020	23,232	400W 28	1	いす 290	有	有					床シート敷き 必要	
191	241	第161条 第1項①	津市元取公民館 白山町城立305	ホール	74	6,020	23,232	40W 10	無	いす 60	有	有				会議室1 和室1		
	講堂			165	40W 6 水銀灯 15			1	いす 60	有	有				エアコン無			
192	243	第161条 第1項①	津市川口公民館 白山町川口2041-1	ホール	108.5	6,020	23,232	40W 10 20W 24	1	70	有	有				会議室2 和室1	エアコン有	
193	244	第161条 第1項①	津市倭公民館 白山町中ノ村581	ホール	129.6	6,020	23,232	40W 24	無	いす 70	有	有				会議室2 和室1	エアコン有 投票所	
194	245	第161条 第1項②	津市白山総合文化センター 白山町二本木1139-2	ホール	579	平日 9:00～12:00 8,500 冷 暖房時11,500 13:00～17:00 11,000 冷 暖房時15,000 18:00～22:00 15,000 冷 暖房時19,000 土日休日 9:00～12:00 11,000 冷 暖房時14,000 13:00～17:00 14,000 冷 暖房時18,000 18:00～22:00 19,500 冷 暖房時23,500	250W 81 100W28 75W18	1	いす 604	有	有				研修室3 和室1 多目的室 楽屋	エアコン有		
195	246	第161条 第1項③	津市家城農村集落多目的共同 利用施設 白山町南家城851-3	ホール	150	午前・午後 の区分で 1回2,000 冷暖房時10 分の3を加 算	1回2,500 冷暖房時10 分の3を加 算	40W 12 ダウライト 25	無	いす 100	有	有				和室 24畳	エアコン有	
196	247	第161条 第1項③	津市大三農村集落多目的共同 利用施設 白山町二本木1001-253	ホール	150	午前・午後 の区分で 1回2,000 冷暖房時10 分の3を加 算	1回2,500 冷暖房時10 分の3を加 算	40W 12 ダウライト 25	1	いす 100	有	有				和室 17.5畳・ 14畳	エアコン有 投票所	
197	248	第161条 第1項③	津市ハツ山農村集落多目的共同 利用施設 白山町八対野994-1	ホール	150	午前・午後 の区分で 1回2,000 冷暖房時10 分の3を加 算	1回2,500 冷暖房時10 分の3を加 算	40W 12 ダウライト 25	1	いす 100	有	有				和室 14畳 2部屋	エアコン有 投票所	
198	249	第161条 第1項③	津市白山体育館 白山町古市808	体育館	1695	午前・午後 の区分で1 回600円 照明料 @800	1回600円 照明料 @800	400W×56 220W×56	1	いす 1000	有	有				和室10畳		
199	250	第161条 第1項①	津市立美杉東小学校 美杉町八知5864	体育館	307.45	6,020	23,232	水銀灯 8	机 1	いす 170	有	有						
200	251	第161条 第1項①	津市立太郎生小学校 美杉町太郎生2128-1	体育館	530	6,020	23,232	400W 16	移動式 1	いす 250	有	有		有		長机 10 いす 20		
201	252	第161条 第1項①	津市立美杉南小学校 美杉町奥津1025	体育館	579.8	6,020	23,232	有	演壇 1	いす 150	有	有		固定電灯		会議室47.1㎡ 机 10 いす 30		
202	253	第161条 第1項①	津市立美杉中学校 美杉町八知5800	体育館	1,000	6,020	23,232	20灯	机 1 いす 1	いす 500	有	有		有				
203	254	第161条 第1項③	津市竹原体育館 津市美杉町竹原2796番地	体育館	459	6,020	23,232	水銀灯20	1	100	有	有			無			
204	255	第161条 第1項③	津市伊勢地体育館 津市美杉町石名原1581番地2	体育館	490.25	6,020	23,232	水銀灯16	1	295	無	有			無			
205	256	第161条 第1項③	津市多気体育館 津市美杉町上多気1042番地5	体育館	452.2	6,020	23,232	水銀灯20	1	208	有	有			無			

		区分	施設の名称	使用する部屋 の種類	聴衆席の 面積 (㎡)	費 用 額 (円)		施設の種別・程度										その他
						平日昼	平日夜	演 説 会 場						弁 士 控 室				
								照 明	演 壇	聴衆席	拡声器	時計	その他	照 明	その他			
206	257	第161条 第1項③	津市下之川体育館 津市美杉町下之川6098番地2	体育館	530	6,020	23,232	16	1	249	有	有		有				

津市告示第 7 1 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 1 9 年 3 月 5 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記 号 番 号	交 付 年 月 日	無 効 と な っ た 日
0 5 6 3 3 9 5	平 成 1 8 年 1 0 月 1 日	平 成 1 9 年 2 月 2 1 日
8 1 5 8 5 9 7	平 成 1 8 年 1 0 月 1 日	平 成 1 9 年 1 月 1 9 日

津市告示第72号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成19年3月5日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、久居駅（放置禁止区域）及び神戸
地内
- 2 撤去した年月日 平成19年3月5日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229－3142

津市告示第 7 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 3 月 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 3 月 6 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 7 4 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）
第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、平成 1 9 年 3 月 8 日から 2 週間、津市下水道部下水道
管理課において一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 3 月 8 日

津市長 松 田 直 久

1 供用及び処理を開始する年月日

平成 1 9 年 3 月 3 1 日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道

半田の一部、下弁財町津興の一部、阿漕町津興の一部、藤方の一部、高
茶屋五丁目の一部、高茶屋七丁目の一部、垂水の一部、雲出本郷町の一
部、白山町二本木の一部、戸木町の一部、久居新町の一部、久居野村町の一
部、木造町の一部

(2) 津市単独公共下水道

住吉町の一部、中河原の一部、高州町の一部、末広町の一部、芸濃町棕
本の一部、芸濃町北神山の一部、芸濃町萩野の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

別図（供用開始区域図）のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道

津市雲出鋼管町 5 2 番地 5

雲出川左岸浄化センター

松阪市高須町 3 9 2 2

松阪浄化センター

(2) 津市単独公共下水道

津市高州町 3 4 番地 1 号

津市中央浄化センター

津市芸濃町棕本 2 5 7 6 番地

津市棕本浄化センター

津市告示第 7 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 3 月 8 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）、津駅西第一公共自転車等駐
場、津駅西第二公共自転車等駐車場及び久居総合支
所
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 3 月 8 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 7 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 3 月 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、久居駅（放置禁止区域）及び津駅
西第二公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 3 月 9 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 77 号

下記の者の平成 18 年度市民税・県民税納税通知書兼領収書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 19 年 3 月 12 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

津市告示第 78 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 3 月 12 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 3 月 12 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市告示第 79 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 17 年美杉村告示第 97 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

戸木自治会

三重県津市美杉町下之川 3287 番地

代表者 中川 三好

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村下之川字戸木 3157 番地から字戸木 3287 番地までの区域とする
変更後	三重県津市美杉町下之川字戸木 3157 番地から字戸木 3287 番地までの区域とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村下之川 3287 番地
変更後	三重県津市美杉町下之川 3287 番地

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	萩原克巳 三重県一志郡美杉村下之川 3169 番地
変更後	中川三好 三重県津市美杉町下之川 3207 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため

臨時総会において、平成 18 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 80 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 15 年美杉村告示第 126 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 13 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

不動之口自治会

三重県津市美杉町下之川 2039 番地 3

代表者 富 田 和 廣

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村下之川字追坂 2143 番地から 2216 番地 3 まで、字不動之口 2217 番地から 233 番地まで及び字フケノ脇 2338 番地から 2368 番地までの区域とする
変更後	三重県津市美杉町下之川字追坂 2143 番地から 2216 番地 3 まで、字不動之口 2217 番地から 233 番地まで及び字フケノ脇 2338 番地から 2368 番地までの区域とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村下之川 2039 番地 3
変更後	三重県津市美杉町下之川 2039 番地 3

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	向田直史 三重県一志郡美杉村下之川 2233 番地
変更後	富田和廣 三重県津市美杉町下之川 2307 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため

臨時総会において、平成 18 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 8 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 1 年美杉村告示第 9 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 3 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

中津自治会

三重県津市美杉町下之川 5 0 6 0 番地

代表者 横 山 祐 藏

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村下之川字佃 4 3 9 1 番地から 4 4 2 4 番地 3 まで、字大清水 4 4 4 9 番地及び字中津 5 0 3 3 番地から 5 1 2 0 番地までの区域とする
変更後	三重県津市美杉町下之川字佃 4 3 9 1 番地から 4 4 2 4 番地 3 まで、字大清水 4 4 4 9 番地及び字中津 5 0 3 3 番地から 5 1 2 0 番地までの区域とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村下之川 5 0 6 0 番地
変更後	三重県津市美杉町下之川 5 0 6 0 番地

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	菊田末男 三重県一志郡美杉村下之川 5 0 3 3 番地
変更後	横山祐藏 三重県津市美杉町下之川 4 4 0 8 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

臨時総会において、平成 1 8 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 8 2 号

三重県屋外広告物条例（昭和 4 1 年条例第 4 5 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 3 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量

はり札等 4 8 枚

立看板等 1 0 枚

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所

垂水地内ほか（国道 2 3 号及び県道・市道主要幹線道路）

3 広告物又は掲出物件を除去した日

平成 1 9 年 2 月 2 0 日から 3 月 1 日まで

4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項

返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先）

津市建設部道路維持課

津市高茶屋小森上野町 1 1 8 5 番地 1 津市相川建設作業事務所

電話番号 0 5 9 - 2 3 5 - 5 6 5 5

津市告示第 83 号

下記の者の平成 18 年度市県民税 4 期分督促状は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 及び津市市税条例第 18 条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成 19 年 3 月 13 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 8 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 3 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、久居駅（放置禁止区域）及び江戸
橋駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 3 月 1 3 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 8 5 号

下記の者の平成 1 8 年度（平成 1 4 年度分、平成 1 5 年度分、平成 1 6 年度分及び平成 1 7 年度分）にかかる固定資産税納税通知書は、住所・居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市久居総合支所市民課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 1 9 年 3 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	通知書番号

津市告示第 8 6 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 9 年 3 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津新町駅南第三公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 9 年 3 月 1 4 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

津市告示第 8 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年安濃町告示第 2 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 3 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃 1427 番地 2

代表者 小林博史

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	安濃町大字安濃地内（メープルビレッジ自治会区域及び設立後新たに自治会組織を持つ模様の区域ができた場合の区域を除く。）の区域及び安濃町大字内多地内（役員会承認の番地）とする。
変更後	安濃町安濃地内（メープルビレッジ自治会区域及び設立後新たに自治会組織を持つ模様の区域ができた場合の区域を除く。）の区域及び安濃町内多地内（役員会承認の番地）とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡安濃町大字安濃 1427 番地 2 安濃区集落センター
変更後	三重県津市安濃町安濃 1427 番地 2 安濃区集落センター

(3) 代表者の氏名及び住所

変更前	三重県津市安濃町安濃 1471 番地 後久道夫
変更後	三重県津市安濃町安濃 1487 番地 小林博史

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため。また、代表者が平成 1 9 年 3 月 5 日に定期総会において新任されたため。

津市告示第 88 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 19 年 3 月 15 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 19 年 3 月 15 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

津市公告第 26 号

津市美里町三郷地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成 19 年 3 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 地図及び簿冊の名称

美里町三郷地区地籍図原図及び美里町三郷地区地籍簿案

2 地図は、平成 17 年 12 月測量、簿冊は、平成 17 年 9 月 22 日現在の状況によって調査して作成したものである。

3 閲覧期間

平成 19 年 3 月 2 日から平成 19 年 3 月 22 日までの 21 日間

4 閲覧場所

津市美里総合支所産業建設課

5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接又は公告した市長を経由して、訂正の申し出をすることができる。

6 誤り等訂正申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。

7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

8 閲覧は、期間中の土日祝日を除く 9 時から 17 時までの間とする。

ただし、平成 19 年 3 月 11 日及び同年 3 月 18 日の日曜日については 9 時から 17 時まで閲覧を行う。

津市公告第 2 7 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 3 月 2 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 3 月 1 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 3 月 6 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	一志町 其村	ポメラニ アン	茶白	オス	小	不明	
2	庄田町	シェルテ イー	茶白	メス	中	不明	ピンク色の 首輪

3 公示期間 平成 1 9 年 3 月 2 日から平成 1 9 年 3 月 6 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 28 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 5 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 19 年 2 月 23 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市河芸町杜の街一丁目～五丁目地内（第 3－2 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市丸之内 9－18

三交不動産株式会社 取締役社長 柳生 利勝

津市中央 1－1

三重交通株式会社 取締役社長 奥田 卓廣

津市公告第 29 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 19 年 2 月 27 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市栗真中山町字南垣内 346－2 ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市大倉 19－1
日の出開発株式会社
代表取締役 田村 憲司

津市公告第 3 0 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 3 月 5 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 3 月 2 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 3 月 7 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	片田新町	雑種	白	オス	中	不明	

3 公示期間 平成 1 9 年 3 月 5 日から平成 1 9 年 3 月 7 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 3 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 3 月 7 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 3 月 5 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 3 月 8 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	芸濃町林	シェパード	黒茶	メス	大	不明	

3 公示期間 平成 1 9 年 3 月 7 日から平成 1 9 年 3 月 8 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 3 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 9 年 3 月 7 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 1 9 年 3 月 5 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市上浜町四丁目 2 7 番 1 の一部、2 7 番 2 の一部（3 工区、4 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市桜橋 2 丁目 1 7 8 - 1

大和ハウス工業株式会社三重支店

支店長支配人 越野 次郎

津市公告第 3 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

平成 1 9 年 3 月 9 日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

津市公告第 3 4 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 3 月 9 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 3 月 8 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 3 月 1 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	芸濃町 河内	雑種	白色	オス	小	不明	緑色の首輪

3 公示期間 平成 1 9 年 3 月 9 日から平成 1 9 年 3 月 1 3 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 35 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 13 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 19 年 3 月 6 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市芸濃町棕本字下モ田 3 1 2 4 - 2 ほか 3 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市芸濃町棕本 3 0 8 6

高士 房伸

津市教育委員会告示第2号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成19年3月9日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成19年3月12日（月）午前8時30分から
- 2 招集の場所 教育長室
- 3 会議の事件 校長等の異動内示について

津市選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成19年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,619人 |
| 2 | 6分の1の数 | 38,485人 |
| 3 | 3分の1の数 | 76,970人 |

津市選挙管理委員会告示第 1 4 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 7 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 6 条第 1 項の規定により次のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 3 月 2 日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

指定投票区	指 定 関 係 投 票 区
第 2 投票区	第 1 投票区、第 3 投票区、第 4 投票区、第 5 投票区、第 6 投票区、第 7 投票区、第 8 投票区、第 9 投票区、第 1 0 投票区、第 1 1 投票区、第 1 2 投票区、第 1 3 投票区、第 1 4 投票区、第 1 5 投票区、第 1 6 投票区、第 1 7 投票区、第 1 8 投票区、第 1 9 投票区、第 2 0 投票区、第 2 1 投票区、第 2 2 投票区、第 2 3 投票区、第 2 4 投票区、第 2 5 投票区、第 2 6 投票区、第 2 7 投票区、第 2 8 投票区、第 2 9 投票区、第 3 0 投票区、第 3 1 投票区、第 3 2 投票区、第 3 3 投票区、第 3 4 投票区、第 3 5 投票区、第 3 6 投票区、第 3 7 投票区、第 3 8 投票区、第 3 9 投票区、第 4 0 投票区、第 4 1 投票区、第 4 2 投票区、第 4 3 投票区、第 4 4 投票区、第 4 5 投票区、第 4 6 投票区、第 4 7 投票区、第 4 8 投票区、第 4 9 投票区、第 5 0 投票区、第 5 1 投票区、第 5 2 投票区、第 5 3 投票区、第 5 4 投票区、第 5 5 投票区、第 5 6 投票区、第 5 7 投票区、第 5 8 投票区、第 5 9 投票区、第 6 0 投票区、第 6 1 投票区、第 6 2 投票区、第 6 3 投票区、第 6 4 投票区、第 6 5 投票区、第 6 6 投票区
第 6 7 投票区	第 6 8 投票区、第 6 9 投票区、第 7 0 投票区、第 7 1 投票区、第 7 2 投票区、第 7 3 投票区、第 7 4 投票区、第 7 5 投票区、第 7 6 投票区、第 7 7 投票区、第 7 8 投票区、第 7 9 投票区、第 8 0 投票区、第 8 1 投票区、第 8 2 投票区、第 8 3 投票区、第 8 4 投票区、第 8 5 投票区、第 8 6 投票区、第 8 7 投票区、第 8 8 投票区、第 8 9 投票区、第 9 0 投票区、第 9 1 投票区、第 9 2 投票区、第 9 3 投票区、第 9 4 投票区、第 9 5 投票区、第 9 6 投票区、第 9 7 投票区、第 9 8 投票区、第 9 9 投票区、第 1 0 0 投票区、第 1 0 1 投票区、第 1 0 2 投票区、第 1 0 3 投票区、第 1 0 4 投票区、第 1 0 5 投票区、第 1 0 6 投票区、第 1 0 7 投票区、第 1 0 8 投票区、第 1 0 9 投票区、第 1 1 0 投票区、第 1 1 1 投票区、第 1 1 2 投票区、第 1 1 3 投票区、第 1 1 4 投票区、第 1 1 5 投票区、第 1 1 6 投票区、第 1 1 7 投票区、第 1 1 8 投票区、第 1 1 9 投票区、第 1 2 0 投票区、第 1 2 1 投票区、第 1 2 2 投票区、第 1 2 3 投票区、第 1 2 4 投票区、第 1 2 5 投票区

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第２項の規定により、平成１９年３月２１日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法第２３条第２項の規定により告示する。

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成19年3月22日
(午前8時30分から午後5時00分まで)

公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２２条第２項の規定により、平成１９年３月２９日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法第２３条第２項の規定により告示する。

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

- | | | |
|---|----------|------------------------------------|
| 1 | 縦覧の場所 | 津市選挙管理委員会事務局 |
| 2 | 縦覧に供する期間 | 平成19年3月30日
(午前8時30分から午後5時00分まで) |

津市選挙管理委員会告示第17号

平成19年4月8日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成19年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 開票管理者

住 所

氏 名 大 橋 達 郎

2 開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所

氏 名 香 椎 宣 美

津市選挙管理委員会告示第 18 号

平成 19 年 4 月 8 日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における不在者投票の投票用紙及び不在者投票用封筒の交付場所を次のとおり定める。

平成 19 年 3 月 2 日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

交 付 場 所	交付できる選挙人が登載されている選挙人名簿の投票区
津市本庁舎 8 階 大会議室 B	第 1 ～ 第 1 2 5 投票区
津市河芸庁舎 1 階 防災研修室	第 4 7 ～ 第 5 4 投票区
津市芸濃庁舎 1 階 多目的会議室	第 5 5 ～ 第 5 9 投票区
津市美里社会福祉センター 1 階 集会室	第 6 0 ～ 第 6 2 投票区
津市安濃庁舎 2 階 会議室 1 ・ 2	第 6 3 ～ 第 6 6 投票区
津市久居庁舎 3 階 3 0 1 会議室	第 6 7 ～ 第 8 8 投票区
津市香良洲中央公民館 1 階 大会議室	第 8 9 ～ 第 9 0 投票区
津市一志庁舎 1 階 市民対話室	第 9 1 ～ 第 1 0 2 投票区
津市白山庁舎 2 階 2 0 3 会議室	第 1 0 3 ～ 第 1 1 2 投票区
津市美杉総合開発センター 1 階 会議室	第 1 1 3 ～ 第 1 2 5 投票区

津市選挙管理委員会告示第19号

平成19年4月8日執行予定の三重県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成19年3月2日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

1 くじの場所 津市本庁舎8階 大会議室A

2 くじの日時 平成19年3月22日 午後5時30分

津市選挙管理委員会告示第20号

平成19年4月8日執行予定の三重県議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成19年3月2日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

1 くじの場所 津市本庁舎8階 大会議室A

2 くじの日時 平成19年3月30日 午後5時30分

津市選挙管理委員会告示第 2 1 号

平成 1 9 年 4 月 8 日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 0 条第 1 項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 3 月 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

投票所を開く時間 午前 7 時

投票所を閉じる時間 午後 7 時

津市選挙管理委員会告示第 2 2 号

平成 1 9 年 3 月 1 9 日執行予定の~~神~~原財産区議会議員選挙における候補者の
届出等の書類を選挙長に提出すべき場所を次のとおり定める。

平成 1 9 年 3 月 5 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

提出すべき場所 津市~~神~~原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第 23 号

平成 19 年 3 月 19 日執行予定の~~神~~原財産区議会議員選挙における不在者投票の投票用紙等の交付場所を次のとおり定める。

平成 19 年 3 月 5 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

交付場所 津市~~神~~原農民研修所

津市選挙管理委員会告示第24号

平成19年3月19日執行予定の~~神~~原財産区議会議員選挙における選挙長の
行う告示は、津市役所~~神~~原出張所の掲示場に掲示してこれを行う。

平成19年3月5日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

津市選挙管理委員会告示第25号

平成19年3月19日執行予定の~~神~~原財産区議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

平成19年3月5日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 選挙長

住 所
氏 名 川合 孝一

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所
氏 名 山川 光生

津市選挙管理委員会告示第26号

平成19年3月19日執行予定の~~神~~原財産区議会議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定による選挙人名簿の登録に関し、次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成19年3月5日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成19年3月13日（年齢については、平成19年3月19日とする。）
- 2 登録を行う日
平成19年3月13日
- 3 縦覧に供する期間
平成19年3月14日

津市選挙管理委員会告示第 27 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定により平成 19 年 3 月 13 日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので、同法第 23 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 5 日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

縦覧の場所

津市選挙管理委員会事務局

津市選挙管理委員会告示第 28 号

平成 19 年 3 月 1 日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 5 日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

氏 名	住 所	氏 名	住 所
第 1 選 挙 区		第 4 選 挙 区	
信田 金夫	津市戸木町 2 1 3 4 番地 1	鈴木 正直	津市雲出本郷町 1 1 9 2 番地
岡南 太郎	津市戸木町 2 3 0 1 番地	鈴木 恒和	津市雲出本郷町 1 2 7 7 番地
天野 正之	津市戸木町 2 0 7 0 番地	辻 正徳	津市雲出本郷町 1 1 9 9 番地
岩崎 光雄	津市戸木町 1 9 2 7 番地	丸山 博之	津市雲出本郷町 1 2 9 3 番地
大井 一司	津市戸木町 2 0 8 0 番地	大田 進	津市雲出長常町 7 8 5 番地
第 2 選 挙 区		木崎 健一	津市雲出長常町 8 0 6 番地
信藤 進	津市久居元町 1 9 9 3 番地	白藤 清行	津市雲出長常町 8 6 2 番地 1
柘植 協一	津市久居元町 2 1 3 9 番地	和田 守郎	津市雲出伊倉津町 9 4 番地
田中 昇	津市久居元町 2 2 3 6 番地	太田 典子	津市雲出島貫町 1 0 7 8 番地
上野 松太郎	津市久居元町 1 8 9 8 番地 1	高山 一臣	津市雲出島貫町 7 9 0 番地
松下 司	津市久居元町 2 3 0 7 番地 2	溝口 賢二	津市雲出島貫町 1 4 6 0 番地
第 3 選 挙 区		の場 賢	津市雲出島貫町 5 5 番地 7
前田 伸治	津市川方町 3 7 5 番地	濱村 光輝	津市香良洲町 3 3 0 番地
眞弓 正郎	津市牧町 2 8 6 番地 1	第 5 選 挙 区	
青木 紀一	津市牧町 3 5 9 番地 5	門口 信男	津市高茶屋二丁目 4 4 番 3 0 号
海津 敏吉	津市新家町 1 6 3 2 番地	梅田 伸	津市高茶屋二丁目 5 4 番 4 号
前野 昌弘	津市新家町 8 8 7 番地 3	北村 正義	津市高茶屋二丁目 2 番 3 号
太田 道寿	津市新家町 1 6 7 6 番地 1	奥山 幸夫	津市高茶屋小森町 9 1 5 番地
畑 伸治	津市新家町 1 4 8 9 番地 2	長谷川 和義	津市高茶屋一丁目 1 8 番 1 3 号
倉田 文生	津市木造町 1 3 4 9 番地	奥山 善治	津市高茶屋一丁目 3 0 番 1 7 号
岡田 好一	津市木造町 1 0 1 9 番地	松岡 孝剛	津市高茶屋一丁目 9 番 9 号
飯田 正美	津市木造町 1 4 7 5 番地 2	山本 秀幸	津市高茶屋一丁目 4 6 番 1 2 号
飯田 覚丸	津市木造町 1 4 7 3 番地	第 6 選 挙 区	
波多野 和秋	津市木造町 1 3 2 1 番地 3	木下 善長	津市藤方 1 1 3 7 番地
飯田 正勝	津市木造町 1 3 3 0 番地	山本 秀寿	津市藤方 1 0 5 6 番地 1
田口 恒彦	津市高茶屋小森町 1 5 3 5 番地	市川 清博	津市藤方 1 3 0 6 番地 1
吉住 文男	津市木造町 2 5 0 0 番地	田端 藤男	津市藤方 4 4 5 番地 5

津市選挙管理委員会告示第 29 号

平成 19 年 3 月 1 日執行の雲出井土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 22 条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 5 日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

氏 名	住 所	氏 名	住 所
第 1 選 挙 区		第 4 選 挙 区	
信田 金夫	津市戸木町 2 1 3 4 番地 1	鈴木 正直	津市雲出本郷町 1 1 9 2 番地
岡南 太郎	津市戸木町 2 3 0 1 番地	鈴木 恒和	津市雲出本郷町 1 2 7 7 番地
天野 正之	津市戸木町 2 0 7 0 番地	辻 正徳	津市雲出本郷町 1 1 9 9 番地
岩崎 光雄	津市戸木町 1 9 2 7 番地	丸山 博之	津市雲出本郷町 1 2 9 3 番地
大井 一司	津市戸木町 2 0 8 0 番地	大田 進	津市雲出長常町 7 8 5 番地
第 2 選 挙 区		木崎 健一	津市雲出長常町 8 0 6 番地
信藤 進	津市久居元町 1 9 9 3 番地	白藤 清行	津市雲出長常町 8 6 2 番地 1
柘植 協一	津市久居元町 2 1 3 9 番地	和田 守郎	津市雲出伊倉津町 9 4 番地
田中 昇	津市久居元町 2 2 3 6 番地	太田 典子	津市雲出島貫町 1 0 7 8 番地
上野 松太郎	津市久居元町 1 8 9 8 番地 1	高山 一臣	津市雲出島貫町 7 9 0 番地
松下 司	津市久居元町 2 3 0 7 番地 2	溝口 賢二	津市雲出島貫町 1 4 6 0 番地
第 3 選 挙 区		の場 賢	津市雲出島貫町 5 5 番地 7
前田 伸治	津市川方町 3 7 5 番地	濱村 光輝	津市香良洲町 3 3 0 番地
眞弓 正郎	津市牧町 2 8 6 番地 1	第 5 選 挙 区	
青木 紀一	津市牧町 3 5 9 番地 5	門口 信男	津市高茶屋二丁目 4 4 番 3 0 号
海津 敏吉	津市新家町 1 6 3 2 番地	梅田 伸	津市高茶屋二丁目 5 4 番 4 号
前野 昌弘	津市新家町 8 8 7 番地 3	北村 正義	津市高茶屋二丁目 2 番 3 号
太田 道寿	津市新家町 1 6 7 6 番地 1	奥山 幸夫	津市高茶屋小森町 9 1 5 番地
畑 伸治	津市新家町 1 4 8 9 番地 2	長谷川 和義	津市高茶屋一丁目 1 8 番 1 3 号
倉田 文生	津市木造町 1 3 4 9 番地	奥山 善治	津市高茶屋一丁目 3 0 番 1 7 号
岡田 好一	津市木造町 1 0 1 9 番地	松岡 孝剛	津市高茶屋一丁目 9 番 9 号
飯田 正美	津市木造町 1 4 7 5 番地 2	山本 秀幸	津市高茶屋一丁目 4 6 番 1 2 号
飯田 覚丸	津市木造町 1 4 7 3 番地	第 6 選 挙 区	
波多野 和秋	津市木造町 1 3 2 1 番地 3	木下 善長	津市藤方 1 1 3 7 番地
飯田 正勝	津市木造町 1 3 3 0 番地	山本 秀寿	津市藤方 1 0 5 6 番地 1
田口 恒彦	津市高茶屋小森町 1 5 3 5 番地	市川 清博	津市藤方 1 3 0 6 番地 1
吉住 文男	津市木造町 2 5 0 0 番地	田端 藤男	津市藤方 4 4 5 番地 5

津市選挙管理委員会告示第 30 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項の規定により、**神**
原財産区議会議員選挙の任期満了による一般選挙を次のとおり定めたので、同
条第 5 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 14 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

選挙期日 平成 19 年 3 月 19 日

津市選挙管理委員会告示第 3 1 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 7 条第 2 項の規定により、津市~~榑~~原町の区域を分けて、次のように投票区を設けるので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 3 月 1 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

投 票 区 名	区 域
第 1 投票区	榑 原 2、 榑 原 3、航空自衛隊
第 2 投票区	榑 原 1
第 3 投票区	榑 原 4、 榑 原 6
第 4 投票区	榑 原 5

津市選挙管理委員会告示第 3 2 号

平成 1 9 年 3 月 1 9 日執行の~~神~~原財産区議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 1 条第 1 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 3 月 1 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

投 票 区	投 票 所 名
第 1 投票区	津市 神 原農民研修所
第 2 投票区	津市下村教育集会所
第 3 投票区	寺野垣内集会所
第 4 投票区	津市 神 原上教育集会所

津市選挙管理委員会告示第 33 号

平成 19 年 3 月 19 日執行の~~神~~原財産区議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 1 項の規定により選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 14 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

津市選挙管理委員会告示第 3 4 号

平成 1 9 年 3 月 1 9 日執行の~~神~~原財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 7 8 条の規定により告示する。

平成 1 9 年 3 月 1 4 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

1 場 所 津市~~神~~原農民研修所

2 日 時 平成 1 9 年 3 月 1 9 日 午後 8 時 3 0 分から

（ただし、無投票の場合の選挙会は、平成 1 9 年 3 月 2 0 日午前 1 1 時より定められた場所で行う。）

津市選挙管理委員会告示第35号

平成19年3月19日執行の~~榑~~原財産区議会議員選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成19年3月14日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

1 投票管理者

投票区	住 所	氏 名
第1投票区		坂口 敏和
第2投票区		村上 亘 邦
第3投票区		山川 哲司
第4投票区		谷本 正直

2 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

投票区	住 所	氏 名
第1投票区		川合 孝一
第2投票区		上山 要藏
第3投票区		山川 良一
第4投票区		城ヶ谷 守

津市選挙管理委員会告示第36号

平成19年3月19日執行の~~神~~原財産区議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成19年3月14日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

1 期日前投票所の場所

津市~~神~~原農民研修所

2 期日前投票所を設ける期間

平成19年3月15日から平成19年3月18日まで

津市選挙管理委員会告示第37号

平成19年3月19日執行の~~榑~~原財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第49条の7の規定による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

平成19年3月14日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 期日前投票管理者

職務を行 うべき日	住 所	氏 名
3月15日		山川 光生
3月16日		川合 孝一
3月17日		坂口 敏和
3月18日		谷口 治夫

2 期日前投票管理者に事故があり、又は期日前投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

職務を行 うべき日	住 所	氏 名
3月15日		西尾 明
3月16日		西尾 明
3月17日		西尾 明
3月18日		西尾 明

津市選挙管理委員会告示第38号

平成19年3月19日執行の~~神~~原財産区議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成19年3月14日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 くじの場所 津市~~神~~原農民研修所
- 2 くじの日時 平成19年3月14日 午後5時30分

津市選挙管理委員会告示第 39 号

平成 19 年 3 月 19 日執行の~~神~~原財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 40 条第 1 項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 14 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

投票所を開く時間 午前 7 時

投票所を閉じる時間 午後 7 時

津市選挙管理委員会告示第40号

平成19年3月19日執行の~~神~~原財産区議会議員選挙における候補者一人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項第3号及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第127条第1項の規定により次のとおり定めたので、同法第196条の規定により告示する。

平成19年3月14日

津市選挙管理委員会

委員長 大 橋 達 郎

支出金額の制限額 1,073,200円

----- 監 査 公 表 -----

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成19年3月5日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	平	岡	益	生
同	永	田		正
同	山	中	利	之

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査執行者

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	田	中	勝	博
同	村	田	彰	久
同	山	中	利	之

第2 監査実施年月日及び監査対象

監査実施年月日	監 査 対 象
平成18年11月2日	<建設部> 建設管理課、事業調整室、道路建設課、道路維持課、 市営住宅課、営繕課 <競艇事業部>
平成18年11月13日	<都市計画部> 都市管理課、都市計画課、開発指導室、津駅前北部土 地区画整理事務所、公園緑地課、建築指導課、久居工 事事務所 <防災危機管理室> <収入役室>

	<議会事務局>
平成 18 年 11 月 15 日	<久居総合支所> 総務課、地域振興室、市民課、福祉課、生活課、 環境課、産業課、建設課、ポルタひさいふれあいセンタ ー
	<財務部> 財政課、契約財産課、市民税課、資産税課、収税課
平成 18 年 11 月 17 日	<水道局> 水道総務課、営業課、工務課、浄水課、久居水道事業 所、安芸水道事業所、一志水道事業所
	<下水道部> 下水道管理課、下水道建設課、下水道施設課、河川課
平成 18 年 11 月 21 日	<消防本部>
	<三重短期大学>
平成 18 年 11 月 27 日 及び 11 月 29 日	<教育委員会事務局> 教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教 育課、生涯学習スポーツ課、文化課、津図書館、 久居事務所、河芸事務所、芸濃事務所、美里事務 所、安濃事務所、香良洲事務所、一志事務所、白山 事務所、美杉事務所
平成 18 年 11 月 28 日	<河芸総合支所> 総務課、地域振興室、市民福祉課、生活環境課、 産業建設課(以下、各総合支所において同じ。)
	<芸濃総合支所>
平成 19 年 1 月 16 日	<財政援助団体等> 津市土地開発公社、社会福祉法人津市社会福祉協 議会、社会福祉法人津市社会福祉事業団、財団法 人津市社会教育振興会
平成 19 年 1 月 22 日	<美里総合支所> <安濃総合支所>
平成 19 年 1 月 23 日	<香良洲総合支所>

平成 19 年 1 月 24 日

＜一志総合支所＞

＜白山総合支所＞

＜美杉総合支所＞

第 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、部課長等の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

第 4 監査の着眼点

監査の実施に際しては、予算の執行は計画的、効率的に行われているか、また、その手続は適切か、会計処理は法令等に基づき行われているか、現金の取扱いは適切に行われているか、財産の管理は適切に行われているか、各種の帳簿、書類の記帳、保管等は適切に行われているかなどのほか、事務処理は効率的、効果的に行われ、改善すべきところはないかなどを基本的事項とした。

第 5 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、各分野において努力が払われており、各種の事務は法令、規程等の定めるところに従い適正に執行されているものと認められた。

全般的には事務処理、財政運営について良とするも、一部において後述するように事務処理の不備が見受けられたので、積極的に対処するよう指導した。また、監査時に気づいた軽易な事項については、その都度口頭で指導した。

各部課等の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

＜建設部＞

・建設管理課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、道路、水路の占用許可、占用料の徴収、財産処分及び寄付取得、道路に係る路線の認定、廃止及び変更、道路台帳の整備に関する事務などを分掌している。

市域内の道路延長は、3,365キロメートルで、1万424路線（合併前市町村合算による。）である。

道路台帳の管理方法については、合併前市町村において、さまざまであったことから、データの一元化に向け取り組まれている。今後とも、道路台帳の整備について、早急に進められたい。

地籍調査事業については、地籍の明確化によって、土地取引の円滑化やひいては行政の効率化に役立つものとして、市民の調査要請に応じて、順次実施されているが、今後においては、制度のPRをするなど、積極的に事業に取り組まれるよう望むものである。

・事業調整室

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当室においては、幹線道路の整備の促進及び調整に関する事務を分掌している。

平成18年5月の中勢バイパス10-2工区の開通や都市計画道路雲出野田線新設改良事業に係る道路詳細設計業務委託を実施するなど、各種幹線道路の早期整備に努められているところである。

国、県に係る幹線道路は、本市の市民生活や経済活動を高めるための重要な道路であることから、今後とも、関係機関と十分協議の上、地元との調整に努められ、引き続き整備促進に取り組まれたい。

・道路建設課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、道路及び橋りょうの新設改良等に伴う用地取得並びに

工事の設計及び施工、都市計画事業における街路事業の調査及び計画並びに設計及び施工に関する事務などを分掌している。

道路新設改良事業においては、高野尾大里野田町第1号線ほか10路線で、地域住民の利便性及び通学・通勤者の安全の確保を図るため、事業が実施されているところである。

また、街路事業においては、津新町駅周辺の交通渋滞緩和を図るため、上浜元町線街路改良事業に係る用地補償が行われており、平成21年度事業完了を目途に事業を進められているところである。

用地取得事務については、契約行為に至るまでの諸手続きで専門知識が必要となるため、県地区用地対策連絡協議会が実施する研修会等への参加や庁内の用地担当職員研修により知識習得に努められているところである。

今後においても、地元住民の理解を得て事業の円滑な推進に努められ、交通の円滑化及び安全性の確保が図られるよう望むものである。

・道路維持課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、道路、橋りょう、水路及び交通安全施設などの維持管理に関する事務などを分掌している。

交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、道路反射鏡・道路照明灯・防護柵などの設置工事を実施されるとともに、既設の交通安全施設については、老朽化に伴う維持修繕が行われているところである。

また、安全かつ快適な交通を確保するため、計画的な道路の修繕工事などを実施されるとともに、道路パトロールなどによる道路の破損等の早期発見・補修に努められているところであるが、本年度においては、道路管理瑕疵による自動車損傷事案が3件（平成18年11月2日現在）発生していることから、このような事案が発生することのないよう、良好な道路環境の整備に努められたい。

・市営住宅課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、市営住宅等に係る施策の計画及び調整等、市営住宅等の管理の総括及び処分、市営住宅等の建設及び維持修繕、市営住宅等の入

居、退去等管理及び家賃の徴収並びに住宅新築資金等貸付事業に関する事務などを分掌している。

市営住宅の家賃、住宅新築資金等貸付金の元金及び利息は、それぞれ、多額の滞納を抱え、その徴収率も低迷している。

市営住宅の家賃の滞納については、必要に応じて、支払督促の申立て、入居連帯保証人に対する履行請求等、より実効性の伴う法的措置を一層講じられるとともに、悪質な家賃滞納入居者に対しては、明渡請求等の措置を一層講じられたい。

また、住宅新築資金等貸付金の元金及び利息の多額の滞納と徴収率の低迷は、一般会計から住宅新築資金等貸付事業特別会計への多額の繰入金を要する一因でもあることから、徴収金の効率的かつ効果的な徴収体制を構築するため、関係する総合支所との連携強化を図り、徴収率の向上に努められたい。

市町村合併後の公営住宅施策について、本市の区域内の住宅事情等を中長期的に展望し、必要に応じて、公営住宅法第44条の規定に基づく公営住宅の売却又は用途の廃止等を検討され、より効率的かつ効果的な公営住宅施策を推進されたい。

- ・ 営繕課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、各部からの建設工事依頼により建築物の新築、改築及び改修工事の設計、監理等に関する事務などを分掌している。

- 本年度は、新町小学校（屋内運動場、特別教室棟）耐震補強工事、朝陽中学校渡り廊下改修工事、わかすぎの里バンガロー改修工事、棕本浄化センター汚泥棟増築工事に伴う機械設備工事などの建築及び設備の工事を行っている。

- 合併により老朽化している公共施設も多くなり、市域の拡大で改修工事等の見積、設計に係る現地調査に要する時間も多くなることから、設計の外部委託の拡充を含めた事務事業の効率化について検討されたい。

< 競艇事業部 >

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

当競艇事業部競艇管理課においては、モーターボート競走事業の経営、競走場施設の維持管理に関する事務などを分掌し、競艇事業課においては、開催業務の企画・広報、勝舟投票券の発売、警備、水上施設の維持管理に関する事務などを分掌している。

本年度において、公営企業金融公庫納付金制度が見直され、納付金に係る基礎控除額が１３億円から２０億円になるなど、その算定方法が変更されるとともに、選手賞金制度においても見直しが行われ、当競艇場においては、約１億円の経費削減が見込まれるところである。

また、津市モーターボート競走場経営改善検討委員会から民間の経営手法など新たな視点で、今後の事業のあり方、経営改善の方策についての提言を受け、平成１８年１０月には津市モーターボート競走場経営改善計画を策定し、平成２２年度を目途に、収益の確保ができる経営体質を目指し、取り組むべき方策が示されたところである。

今後とも、更なる経費の節減や売上向上に向けた対策を検討され、より効率的な事業運営に努められたい。

<都市計画部>

・都市管理課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、交通政策に係る調査及び計画、公共交通事業及び公共交通に係る総合調整、津松阪港の港湾施設維持管理、中部国際空港への海上アクセス事業、津市伊勢湾ヘリポートに関する事務などを分掌している。

海上アクセスについては、運航事業者と協働し、利用者の利便性を向上させることを最優先課題として、不足していた駐車場の確保やアンケート調査により利用者のニーズを事業運営に反映させてきている。

平成１８年１２月の松阪ルートの開設により、利用者の減少が懸念されるところであるが、本市の海の玄関口、市民の憩いの場としての魅力づくりとあわせ、今後とも、積極的なＰＲ等を推進し、津ルートの安定した事業運営ができるよう努められたい。

・都市計画課

ア 指導事項

本来、出張命令で処理すべきものが、外出簿で処理されていたので、適正に処理するよう指導した。

イ 所 見

当課においては、都市計画の決定及び変更、市街地再開発事業、都市景観に関する事務などを分掌している。

津インターチェンジ周辺地区における新市街地の形成については、実現に向けて策定された計画に基づき、協議・調整を行われているところであるが、農政、排水問題をはじめとした種々の課題のほか、まちづくり３法の改正により、中心市街地活性化との関係についても新たな課題が生じていることから、関係機関との連携を密にするとともに、地元住民等との協議・調整を図られたい。

また、都市計画道路については、６９路線（総延長約２２０キロメートル）が都市計画決定されており、うち約１０７キロメートルが整備済（平成１８年１１月１３日現在）となっているが、長期間にわたり整備がなされていない未整備道路については、今後、三重県と十分な協議・調整を行われ、早急な見直しに取り組まれたい。

三重県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示及び設置に関する許可等の事務を行われているが、許可未申請や禁止区域への屋外広告物の掲示など違反等物件数が相当数に及ぶことから、これら違反等物件に対し、引き続き、調査の上、必要な措置を講じられるとともに、より一層、制度のＰＲに努められたい。

・ 開発指導室

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当室においては、開発行為等の計画の指導、審査及び協議、開発行為の許可、違反開発行為の是正及び指導に関する事務などを分掌している。

市町村合併前の旧市町村における住宅団地開発に伴い設置された道路、公園等公共施設に係る土地の帰属手続が遅延しているものについて、関係する総合支所管内における状況を早急に調査し把握され、必要に応じて、その帰属手続を進められたい。

また、市町村合併による市域の広域化に伴い、違反開発行為の早期発見及びその是正指導等について、各総合支所との連携強化を図り、より効率的かつ効果的な事務の執行体制の構築に努められたい。

津市開発事業に関する指導要綱に基づく開発協議については、排水同意等を要する場合があります、開発事業を一定の範囲で制約することとなるが、同要綱が条例の形式によらないことから、その運用について、定期的に総点

検討した上、制度の硬直化等を排除し、より透明性を高められ、開発事業者等関係者の一層の理解と協力が得られるような実効性のある制度となるよう望むものである。

・津駅前北部土地区画整理事務所

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当事務所においては、平成8年3月14日の事業認可（公告）に基づく津駅前北部土地区画整備事業の換地計画及び換地処分並びに土地、建築物等に係る補償及び移転等に関する事務などを分掌している。

津駅前北部土地区画整理事業については、本年度は、34戸が移転完了となる見込みである。現在、津地方裁判所に提訴されている平成14年2月の仮換地指定に係る「仮換地指定処分取消請求事件」にあっては、未だ結審に至っておらず、訴訟が長引くことにより集団移転に影響を及ぼすことが懸念されるところである。引き続き地権者の理解と協力を得られるよう誠意ある対応に努められ、円滑に事業が推進されることを望むものである。

・公園緑地課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、都市計画事業における公園に係る事業等の調査及び計画並びに緑化施策の総合企画及び総合調整に関する事務などを分掌している。

岩田池公園、中勢グリーンパーク、町民の森公園、安濃中央総合公園の残事業については、それぞれの公園の整合を図られ、未買収用地の取得や整備工事など事業の推進に取り組まれない。

また、公園の維持管理については、260か所の公園除草、清掃等日常的な管理を自治会へ委託され、地域づくりの一貫として地域に密着した公園づくりが進められている。今後とも、良好な維持管理に取り組まれ、住民の憩いの場所づくりに努められたい。

緑化推進については、緑化意識の啓発を図るため、お城西公園において、緑と花の市を年2回実施されているところである。

・ 建築指導課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、建築基準法に基づく許可及び認定、違反建築物に係る措置指導及び建築物の防災指導、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づく公共的建築物の整備に係る事前協議、省エネルギー法及び建設リサイクル法に基づく届出に関する業務などを分掌している。

市町村合併により、本市が人口25万人以上の市となったことから、建築基準法第4条第1項の規定に基づき建築主事必置の特定行政庁となった。

旧市町村で行っていた建築確認申請の受付や相談窓口は、合併後は当課へ一本化されたことから、窓口業務の増加や現地調査及び中間検査など、広域化とあいまって多くの時間を必要とすることとなっている。

本年度（平成18年9月末現在）の建築確認申請件数は913件で、その内訳は本市受付分342件（37.5パーセント）、民間確認検査機関571件（62.5パーセント）となっており、平成17年度（10市町村分で通算）の割合はそれぞれ37.4パーセント、62.6パーセントとなっている。

耐震強度偽装問題を契機に審査体制の点検などが行われ、また、平成18年1月から中間検査が実施されているところであるが、民間確認検査機関とも連携を図りながら、より厳正な審査を行い、適正な確認業務を行うよう努められたい。

・ 久居工事事務所

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当事務所においては、所管区域（久居総合支所、一志総合支所、白山総合支所及び美杉総合支所の所管区域）における道路、公園及び下水道等に係る新設改良・維持補修工事に関する事務などを分掌している。

本年度における当事務所への各所管課からの工事等の実施依頼件数は、建設担当39件、下水道担当38件の合計77件（予定分を含む。）となっており、所長以下25人の職員で対応されているところである。

限られた職員数の中、各所管課からの工事等の実施依頼により事業執行されているが、さらに効率的かつ円滑な事業執行ができるよう、関係部局との連携を図られたい。

また、当事務所が所管する車両については台数不足が生じていることから、4台の車両を他部局（本庁及び美杉・白山・一志の各総合支所）からそれぞれ1台を借用されているが、長期にわたる場合には、管理責任がより明確になるよう所管換えを含めた対応についても検討されたい。

<防災危機管理室>

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当室においては、災害対策に係る計画及び実施の総合調整、地域防災計画、災害対策本部、自主防災組織の結成促進及び育成強化、住宅に係る耐震診断及び耐震補強の推進並びに危機管理に係る事務の総括及び国民保護計画に関する事務などを分掌している。

災害時の通信システムについて、市町村合併による市域の広域化に伴い、災害時における円滑な運用に資するため、旧市町村が整備した防災行政無線システムの保守及び必要な整備を一層図られたい。

また、予想される東海・東南海地震への対策として、自主防災組織の結成促進及び育成強化並びに住宅の耐震診断及び耐震補強の推進に係る事業などを実施されているが、避難所の耐震診断等を含め、今後も更なる防災対策を講じられたい。

家具等転倒防止対策事業補助金等の少額補助金制度について、当該補助事業の経済性、効率性及び有効性の観点から定期的に検証するなど、補助金の必要性及び妥当性についての評価の充実を図られたい。

<収入役室>

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当室においては、現金、有価証券の出納・保管、支出負担行為の確認、口座振替等による債権者への支払並びに決算の調製に関する事務などを分掌している。

平成18年8月に財務会計システムを更新されたところである。システムの運用にあっては、引き続き事務の効率化に向け、取り組まれたい。

資金の運用については、平成17年4月からペイオフが全面解禁され、この対策として、決済用預金や国債等の債券による運用、地方債との相殺を勘案した運用などが行われているところであるが、金融機関の経営分析

や市場金利の動向などを注視しながら、安全で確実かつ有利な運用に努められたい。

また、地方自治法の一部改正により、今後クレジットカードによる公金納付が可能となることから、関係部局とともにその効果など研究に当たられたい。

<議会事務局>

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当事務局議会総務課においては、儀式、交際及び渉外、政務調査費に関する事務などを分掌し、また、議事課においては、本会議・常任委員会等諸会議、会議録の編集及び保管、請願、陳情、議員提出議案の審査に関する事務などを分掌している。

平成18年第4回定例会から津ケーブルテレビ行政情報番組での本会議の録画放映の試行やインターネットでの会議録公開など開かれた議会を目指して努力されているところであるが、更に充実されるよう望むものである。

<財務部>

・財政課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、予算編成事務をはじめとする財政の総合調整に関する事務などを分掌している。

平成17年度の決算（通算・普通会計）では、財政の弾力性を判断する指標である経常収支比率が90.6パーセント、地方債発行の適正規模を判断する指標である公債費負担比率が16.2パーセントとなっている。地方債の平成17年度末元金未償還高は、一般会計では1,136億円（特別会計を含めると2,077億円）となっており、新たな地方債発行がない場合でも、平成23年度まで毎年110億円程度の元利償還が続く見込みとなっており、また、本年度から地方債制度が許可制から協議制に移行したことで、より自立した財政運営が求められている。

こうした公債費の償還状況や社会保障関係経費の増高などにより財政の硬直化が懸念されるところであるが、限られた財源の中で住民ニーズに的確に対応し、優先すべき事業に配分するため、平成19年度予算の編成に

当たって一部の経費について、要求上限設定経費を設け、いわゆる枠配分方式を導入されたところである。

今後とも、住民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応し、財政構造の弾力性を確保できるよう、より効率的かつ効果的な財政運営に努められたい。

なお、本年度の当課の時間外勤務の状況については、職員1人当たり、1か月平均68.9時間（平成18年9月末現在）となっており、職員の健康管理に十分配慮されるとともに、時間外勤務縮減に努められたい。

・契約財産課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、物品の調達に係る入札等の執行及び契約、建設工事に係る入札等の執行及び契約、市有財産の総括管理、庁舎の維持管理及び駐車場の整理、車両管理の総括指導及び事故防止に関する事務などを分掌している。

契約事務においては、平成18年8月には本市が発注する建設工事等について、入札と契約の過程や契約内容の透明性を高めるとともに、公正な競争性を確保するために、津市入札等監視委員会設置要綱を制定され、また、入札の適正化と事務の効率化を図るため、工事契約の電子入札導入についての検討も進められているところである。

市町村合併により、非常に多くの土地、山林、建物等の公有財産を継承することとなったが、公有財産を常に良好な状態において管理するとともに、それぞれの所有の目的に応じて最も効率的に運用されることが必要であると考えられることから、その基礎となる財産の管理その他実態の把握などについて、全庁的な指導も含めて、早急に進められるよう努められたい。

また、車両管理においては、合併により不用となった車両8台の売却が行われたところである。今後も、処分が適当と認められる物品等については、順次処分を検討されたい。

・市民税課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、法人等の市民税及び軽自動車税の賦課及び減免、原動機

付自転車等の標識、自動車の臨時運行、個人の市民税及び県民税の賦課及び減免に関する事務などを分掌している。

市税収入は、市財政の根幹をなす財源であり、適正課税に努められているところであるが、今後とも、課税客体の的確な把握に努められたい。

また、個人住民税については、本年6月納付分から定率減税が廃止されるとともに、国から地方への税源移譲により税率が変更となるなど、新しい税制となることから、広報津等において市民への周知に努められているところであるが、引き続き十分な周知に努められたい。

・資産税課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、家屋の固定資産税及び都市計画税に係る評価及び賦課、償却資産に係る固定資産税の評価及び賦課、土地の固定資産税及び都市計画税に係る評価及び賦課に関する事務などを分掌している。

市町村合併による市域の広域化に伴い、効率的かつ効果的な課税客体の把握に一層努められるとともに、家屋評価に係る固定資産評価補助員の一層の資質向上に努められたい。

冷凍倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の賦課誤りについて、今後、このようなことのないよう、職員の資質向上等、税務行政の公平の確保に向けた一層の努力を望むものである。

固定資産税及び都市計画税の減免措置について、課税事務は公平性が強く要請されることは言うまでもなく、減免事由が例外的に不公平な取扱いを正当化する要件であることから、当該固定資産で営まれる事業の目的、内容及び利用実態等について、客観的資料をもって具体的事実を認定した上、厳格に判断されたい。

・収税課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、市税の収納及び整理、納付指導、滞納整理に関する事務などを分掌している。

滞納については、低収入、事業不振や納税意識の低下などが主な原因で、徴収事務を取り巻く環境は厳しい状況にある。平成18年4月から同年9

月末までに、186件の差押えを行うなど滞納処分を実施されている。引き続き税の公平性の確保から財産の差押えなど滞納処分の執行を厳正に実施されたい。また、悪質であるなど市単独では整理が困難な事案については、三重地方税管理回収機構を活用することにより徴収業務の向上に努められているところであるが、更に連携を密にして徴収業務の向上を図られたい。

また、納付指導にあっては総合支所との連携をより強化して取り組まれることを望むところである。

<水道局>

- ・水道総務課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、水道事業及び簡易水道事業の経営計画、人事、研修、職員の福利厚生、経理、契約、財産管理に関する事務などを分掌している。

- 水道事業の根幹をなす「津市水道事業基本計画」が、本年度末の策定に向け取り組まれている。また、災害対策、危機管理マニュアルについても、本年度末を目途に整備するため作業が進められている。

- 水道事業において、平成17年度末においては、3億7千万円の純損失を計上し、本年度末においては、これを更に上回る純損失が見込まれている。この主な要因は、合併による水道料金の統一に係る減収である。

- 経営の健全性を保つためには、水道料金の適正な価格設定が必要であり、また、経費節減と事務の効率化のために、施設維持管理や徴収事務等の民間への業務委託を推進するなど取り組まれたい。

- 簡易水道事業については、現在、17か所で簡易水道を運営しており、本年度、美杉地域においては、水道未普及地域解消事業として4か所で事業が進められている。財政の厳しい中、市の水道行政全体として見据え、上水道との統合の検討などに取り組まれたい。

- 安濃町専用水道事業については、平成18年10月1日に津市工業用水道事業として引き継がれた。一層、効率的な経営がなされるよう望むところである。

- ・営業課

- ア 指導事項

- 特になし。

イ 所 見

当課においては、水道料金検針、収納、給水工事に関する事務などを分掌している。

検針及び徴収業務は、地域によって隔月又は毎月実施されているところであるが、経費面を考慮すると統一が望ましいところであり、水道使用者の理解を得られるよう検討を進められたい。

水道料金の債権の消滅時効が2年になったことに伴い、その債権管理システムの構築と滞納者への積極的かつ迅速な対応を望むものである。また、業務の効率化の観点から、水道料金の徴収事務の民間への業務委託についても検討されたい。

・工務課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、水道施設の整備及び維持管理、拡張工事、建設改良工事、漏水調査に関する事務などを分掌している。

平成17年度末の給水区域内における上水道の普及率は99.6パーセントである。

今後は、送配水管等、幹線管路施設の維持管理、特に老朽管の布設替等事業に重点が置かれると考えられる。配水管路図の整備及び老朽管の布設整備を早急に進められたい。

・浄水課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、ポンプ場、浄水場の維持管理、水質検査、利水調整、水源の水質保全に関する事務などを分掌している。

水質検査計画に基づき水源から水道の給水栓までの水質管理が行われ、その検査結果については、津市ホームページで公表されている。また、水道水源保護条例が本年度末を目途に策定が予定されている。

水道事業の効率的運営のため、各浄水場等の運転、維持管理について、民間への業務委託の検討を更に進められたい。

- ・ 久居水道事業所、安芸水道事業所、一志水道事業所（美杉分室を含む。）

- ア 指導事項

特になし。

- イ 所 見

各事業所においては、管内における水道料金の収納、給水工事及び配給水管、ポンプ場、配水場の施設等の維持管理に関する事務などを分掌している。

広域化に対応した業務執行のため、3事業所と1分室が設置されている。管内における漏水等緊急対応については、各事業所において、指定給水装置工事業業者の協力などにより迅速な対応に努められている。

今後とも、経営の合理化、効率化の観点から、各事業所の有効活用に取り組まれない。

<下水道部>

- ・ 下水道管理課

- ア 指導事項

特になし。

- イ 所 見

当課においては、下水道事業に係る調整及び計画、市街化区域内の排水施設の新設及び改良の計画、公共下水道の供用開始に関する事務などを分掌している。

平成18年3月末現在の下水道の普及率は、37.4パーセント（処理区域内の人口10万5,927人、世帯数4万1,905世帯）、水洗化率は、82.0パーセントとなっている。

下水道の供用開始に併せ、水洗化普及促進のため、広報活動の積極的な展開、水洗便所改造資金の融資あっせんをはじめ、未水洗化世帯の個別調査の充実・強化に努められている。

また、雨水流出抑制対策として、平成18年9月1日から津市浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度を創設し、下水道接続時に不用となる浄化槽の雨水貯留施設への転用の推進を図られている。

なお、事業の進捗に伴い、受益者負担金の賦課徴収や下水道使用料の徴収に係る業務が増大しているが、膨大な建設事業費の財源を確保するために、収入未済額の解消に努められたい。

- ・ 下水道建設課

- ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、公共下水道事業に係る設計及び現場監督業務に関する事務などを分掌している。

本年度末の工事整備率見込みは、流域関連公共下水道については、雲出川左岸処理区 67.6 パーセント、志登茂処理区 34.8 パーセント、松阪処理区 89.1 パーセント、単独公共下水道については、94.4 パーセント、都市下水路については、事業費ベースで、栗真町屋 48.8 パーセント、上浜 89.4 パーセントであり、計画どおり整備が進められているところである。

今後においても、事業の推進に当たっては、生活道路の確保や工事による騒音や振動に対する不安の解消に努められ、地元住民の理解を得て円滑に整備が進められるよう望むものである。

・下水道施設課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、終末処理場、ポンプ施設及び排水施設に係る設備工事の設計及び施工、下水道管きよ等に係る維持工事の設計及び施工、当該施設の維持管理に関する事務などを分掌している。

近年、短期集中豪雨による洪水が全国各地で発生しており、本市においても平成 16 年の台風 21 号により大きな被害を受け、排水対策の重要性が高まる中、本年度においては、上浜第一排水機場ポンプ設備改修工事などを実施されたところである。

また、排水機場遠方監視システムを 26 か所（平成 17 年度末現在）に設置し、排水機場の維持、管理体制の強化を図られているところである。

旧下水道管の老朽化に伴う管きよ整備（布設替え、更正）を実施されているところであるが、老朽化に伴う道路陥没が本年度 9 件発生（平成 18 年 11 月 17 日現在）していることから、引き続き計画的な整備に努められたい。

また、中央浄化センターから発生する汚泥については、濃縮・脱水・乾燥処理を行うなどの減量化に取り組まれ、緑農地還元と南部産業廃棄物最終処分場への陸上埋め立てにより処分されているところであるが、埋め立て容量などにも限界があることから、更なる減量化方法の検討を進められたい。

・河川課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、準用河川等の維持管理、砂防事業及び急傾斜地崩壊防止対策事業の調整等に関する事務などを分掌している。

雨水排水対策について、河川・流域・防災等といった総合的治水対策の必要性の観点から、部内関係所管課等と連携して、総合的な雨水排水計画に基づき、地域の治水安全度の向上を一層図られるとともに、市街地における河川改修事業の効率的かつ効果的な推進を一層図られたい。

複数の準用河川除草業務委託契約について、時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるものとして、それぞれの設計金額に比して約40パーセントから約78パーセント相当の価格で締結されていたが、地方自治法施行令第167条の2第1項各号が定める随意契約事由に係る区分は、厳密にこれを確認する必要があることをかんがみ、当該契約に係る著しく有利な価格の該当性について、慎重にこれを判断されたい。

準用河川の占用許可について、許可条件を附款しているにもかかわらず、当該条件に係る不服申立て等の教示がされていないものがあるので、必要な教示について検討されたい。

<消防本部>

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当消防本部消防総務課においては、職員の服務、人事、福利厚生、経理、広報に関する事務などを分掌し、予防課においては、火災予防、防火対策、消防用設備等の設置指導・消防検査、防火対象物に係る法令違反の処理に関する事務などを分掌し、消防救急課においては、警防、救急隊・救助隊の運用、消防団、消防機械器具の取扱指導に関する事務などを分掌し、通信指令課においては、防災情報処理システムの運営管理、消防通信の運用・統制に関する事務などを分掌している。

平成18年（1月～9月末）の出火件数は109件（前年同期比1件減）で、内訳は、建物火災55件、林野火災11件、車両火災15件、その他の火災28件となっている。

一方、火災原因の主なものは、放火（疑いを含む。）が最も多く35件で、前年同期に比べ9件の増加となっており、引き続き関係機関とも連携を図

りながら、放火火災の発生防止に努められたい。

救急出動件数は8, 170件（前年同期比27件増）、搬送人員は7, 895人（前年同期比7人増）となっている。事故種別の主な出動件数をみると急病5, 068件、交通事故1, 060件、一般負傷1, 060件となっている。

救急業務にあっては、救急救命士34人の配置による24時間体制が確立され、心肺機能停止患者に対して、医師の具体的な指示のもと特定行為が行われている。

また、消防法の一部改正により、新築住宅については平成18年6月1日から住宅用火災報知器の設置が義務付けられ、既存住宅についても平成20年6月1日には設置されている必要があることから、防災訓練等あらゆる機会を捉え、設置指導を更に推進されたい。

<三重短期大学>

ア 指導事項

本来、出張命令で処理すべきものが、外出簿で処理されていたので、適正に処理するよう指導した。

イ 所 見

当短期大学事務局においては、職員の服務及び福利厚生、広報及び広聴、教授会に関する事務などを分掌し、学生部においては、学科課程、学生の募集、学生の福利厚生、公開講座に関する事務などを分掌している。

また、附属図書館においては、図書の購入及び管理、閲覧及び貸出しに関する事務などを分掌している。

近年の志願者数は増加傾向であるものの、少子化や大学の新設等に伴う大学全入時代を迎えようとする中、魅力ある大学づくりが求められているところである。

当短期大学においては、本年4月から生活福祉・心理コースをはじめとした新しいコースの設置を予定するなど、時代のニーズに応じた魅力ある大学づくりに取り組まれているところである。

なお、科目等履修生や公開講座などにより生涯学習の推進に努められているところであるが、今後においては、団塊世代の退職者や早期退職者などのニーズも大きくなると考えられることから、これらニーズを的確に把握されるよう努められたい。

<教育委員会事務局>

・教育総務課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、教育委員会事務局を総括し、委員会事務局及び教育機関職員の人事、給与及び服務、委員会の会議、教育行政に係る政策、企画及び調整、学校に係る予算の執行及び備品管理並びに学校の施設及び設備の整備に関する事務などを分掌している。

学校施設の耐震補強事業について、地震発生時の児童・生徒の安全確保はもとより、地域住民の避難場所としての役割をかんがみ、各校舎及び屋内運動場が必要な耐震性能を保有できるよう、引き続き計画的に推進されたい。

さらに大規模改造事業についても、耐震性能を有する施設を優先するなど、緊急性、必要性等の観点から、引き続き計画的に推進されたい。

教育長による行政財産の使用許可について、その附款した条件に関し、「本職に異議申立てすることができる」旨教示されているが、当該処分に係る不服申立ては、まず、地方自治法第238条の7第3項の規定に基づきなされるものと解されることから、教示内容の見直しを検討されたい。

・学校教育課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、就学事務、教職員の人事・服務、健康教育、学校給食に関する事務などを分掌している。

健康教育の推進として、県の委託事業を受けた食生活いきいきネットワーク事業により、学校、家庭、地域が連携した食教育に取り組まれている。

学校給食については、食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせることなど、学校教育活動の一環として実施されており、安全、安心な給食の供給に努められているところである。

学校給食の運営経費については、学校給食法第6条において、施設整備費、人件費を除いた食材費等は、児童・生徒の保護者が負担することとされている。

この保護者が負担する学校給食費については、本市に限られた事情ではないが、市の会計に歳入されないことから、滞納の場合の債権者は誰か、会計上の責任者は誰かなどシステム上、必ずしも明確でないと考えられることから、そのあり方について研究されるよう努められたい。

・教育研究支援課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、学校教育に係る総合的な企画及び調整、学校教育の振興及び教育内容の充実、生徒指導及び進路指導に係る指導・助言に関する事務などを分掌している。

いじめ、不登校等の問題への対応は、保護者や関係機関との連携を図り、学校と一体となった取組みやスクールカウンセラー等の活用により、日々取り組まれている。

今後においては、子ども、保護者及び地域住民の学校に対するさまざまな願いが反映された学校運営を目指されるとともに、子どもたちが安全で安心して学べる学校づくりに向け、教職員や保護者だけでなく、地域ぐるみの取組みとして、一層充実に努められたい。

・人権教育課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、人権教育の総合的な推進、相談、指導及び助言並びに教育集会所に関する事務などを分掌している。

「人権感覚あふれる学校・園づくりの実現をめざして」、「人権尊重の地域づくりの実現をめざして」の2つの人権教育推進目標を設定し、学校及び幼稚園における人権教育の推進と市民に対する人権教育及び人権啓発活動の推進に努められているところである。

今後においても、関係各課との連携を密にし、人権教育推進目標の達成に向けて、人権教育の総合的な推進を図られたい。

・生涯学習スポーツ課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課は、生涯学習の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、青少年の育成指導、公民館事業に関する事務などを分掌している。

放課後児童クラブについては、市町村合併により、公営5クラブ（久居地域）、民営30クラブの合計35クラブが開設されているが（平成18年

11月現在）、共働き家庭などが増加し、核家族化が進む中、子育て支援において当該クラブの存在意義は、ますます重要となっているところである。今後においては、既存施設の計画的な整備を図られるとともに、適正配置がなされているか検証されたい。

また、市町村合併により市内公民館数は58館となったが、老朽化した施設も多いことから、利用者の安全確保のためにも耐震補強など計画的な改修に取り組まれるとともに、それぞれ受講料の受益者負担額、運営形態などが異なっていることから、統廃合を含めた公民館のあり方について検討されたい。

なお、小・中学校体育館などの学校開放による屋内運動場等使用電気料については、平成17年度決算において収入未済額（28件、5万3,800円）が発生しているが、施設利用日から納付書発送までに相当の日数を要していることが一因となっていると思われるため、納付書の早期発送に努められたい。

・文化課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、文化・芸術の振興及び文化関係団体の育成並びに文化財に関する事務などを分掌している。

文化・芸術の振興について、本市は、市町村合併により、旧市町村でこれまで培われてきた多くの伝統的な文化・芸術を承継したが、更にこれを発展させるとともに、文化・芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重され、市民が文化・芸術を身近なものとして、これを大切にするよう、関係機関等と連携を図り、本市の特性に応じた施策を一層推進されたい。

また、文化財についても、文化財が本市の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、その保存が適切に行われるとともに、市民にとって文化財が身近なものとなるよう、その施策を一層推進されたい。

津市文化振興基金に係る助成事業について、当該助成金は、津市文化振興基金運営委員会が選考し、市長が決定することとなっているが、同委員会設置要綱で定める委員会の組織、会議その他諸事項の内容をかんがみ、同委員会が、実質的に長及び教育委員会の両機関に附属する機関であるか否か、地方自治法第202条の3の規定の趣旨に照らし、検討されたい。

当課所管の行政財産の使用許可について、市長が処分しているものがあ

るが、教育委員会の所管する財産であれば、その管理の権限は、教育委員会に属し、津市教育委員会事務委任等に関する規則第2条に基づき、教育長がこれを処分すべきものと考えられるが、見直しの必要性について検討されたい。

・津図書館

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当館においては、図書館に係る総合調整、施設及び設備器具等の維持管理、図書館資料の閲覧、貸出し等に関する事務などを分掌している。

当館は、生涯学習活動を支援する社会教育施設として新刊図書や郷土資料及び行政資料の整備、多様な視聴覚資料の収集などにより市民の求める図書資料の充実を図りながら、利用者サービスの向上に取り組まれている。図書館司書による学校図書館への運営支援により子どもの読書振興に努められている。今後においても、引き続き図書館サービスのより一層の向上に努められたい。

また、他の図書館との運用業務の統合については、利用者サービスの向上と運用の効率化の面から早期に実現化されることを期待するところである。

・久居事務所

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当事務所においては、総合支所所管区域における教育機関等職員の人事、給与及び服務、事務所の所掌に係る予算の執行及び学校に係る教育財産の維持管理並びに人権教育に係る指導・助言、青少年の育成、生涯学習及びスポーツ・レクリエーションの振興並びに図書館の維持管理、公民館及び体育館等の使用許可に関する事務などを分掌している（以下、各事務所において同じ。）。

久居中央公民館は、耐震診断を平成16年3月に実施し、耐震診断判定は耐震性能を満たしていない結果が出ていることから、耐震補強実施計画を策定し、早急に実施されたい。

生涯学習事業については、久居地域に在住在勤の市民を対象に市民大学を運営され、授業参加者数は延べ5万5千人に及んでいる。

通学通園対策事業については、公共交通機関を利用した遠距離通学する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、遠距離通学費補助金を該当者に支給している。

・河芸事務所

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

市立小学校の一部の土地について、本市が所有権を有していると解されるにもかかわらず、相当長期にわたり、当該所有権に係る登記が未了であるが、これらの土地が現に学校施設の用に供されていることから、できる限り早期に必要な登記がなされるよう、一層努められたい。

公民館及び体育館に係る行政財産の使用許可について、市長が処分しているものがあるが、教育委員会の所管する財産であれば、その管理の権限は、教育委員会に属し、津市教育委員会事務委任等に関する規則第2条に基づき、教育長がこれを処分すべきものと考えられるが、見直しの必要性について検討されたい。

・芸濃事務所

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

芸濃総合文化センターにおける施設設備の保守点検、管理運営に努められているところであるが、一部保守点検業務委託に係る契約事務が遅延しているものが見受けられたので、今後、注意されたい。

また、遠足等に使用するためマイクロバス（幼児専用バス）を所管されているが、利用率が低い（平成18年1月から同年10月までの稼働日数が16日）ことから、今後、効率的な運用を検討されたい。

・美里事務所

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

美里ふるさと資料館の管理運営においては、地域に伝わる民話の映像展示や、「みえの蝶々、押し花展」などの企画展を実施されるなどにより、利用者数が1,016人（平成18年10月末現在）となっている。今後

においても、地域の文化財広報の拠点となるよう、引き続き情報発信に努められたい。

また、美里文化センターの使用料徴収事務において、重複して調定されていた事案が見受けられたので、今後、注意されたい。

・安濃事務所

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

市立小学校の一部の土地について、本市が所有権を有していると解されるにもかかわらず、相当長期にわたり、当該所有権に係る登記が未了であるが、これらの土地が現に学校施設の用に供されていることから、できる限り早期に必要な登記がなされるよう、一層努められたい。

学童保育舎について、同施設は、安濃町（当時）が設置し、財産管理上、その建物は「公共用財産」として分類されているが、当該施設の設置及び管理に関し、法令及び条例に特別の定めはなく、当該施設の運営は、委託又は指定管理の方式によることなく本市以外の者が行っていることから、当該施設の設置主体及びその管理に係る権限と責任の所在が不明確であり、これを明確にされたい。

公民館及び体育館等に係る教育長による行政財産の使用許可について、その附款した条件に関し、「本職に異議申立てすることができる」旨教示されているが、当該処分に係る不服申立ては、まず、地方自治法第238条の7第3項の規定に基づきなされるものと解されることから、教示内容の見直しを検討されたい。

・香良洲事務所

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

給食センターにおいては、1日約480食を調理し、管内の小・中学校へ配送している。センター方式には食材の大量購入により自校方式に比べ安価になるなどのメリットがある反面、衛生管理面で万一食中毒が発生した場合には被害が大きくなるデメリットもあることから、衛生管理には十分注意を払われ、安心、安全な給食の供給と食育の推進に努められたい。

また、歴史資料館の管理運営を行われているが、引き続き資料等の維持、保全に努められたい。

・一志事務所

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

給食センターにおいては、1日約1,800食を調理し、管内の幼稚園、小・中学校へ配送している。センター方式には食材の大量購入により自校方式に比べ安価になるなどのメリットがある反面、衛生管理面で万一食中毒が発生した場合には被害が大きくなるデメリットもあることから、衛生管理には十分注意を払われ、安心、安全な給食の供給と食育の推進に努められたい。

・白山事務所

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

平成18年4月に乳幼児教育センターが開園したことにより、広範囲の通園となったことから、園児バスの運行業務を直営で実施され、幼稚園児106人、保育園児62人を4ルート4台で有料（1月1,500円）送迎している。運転者は、交通法規を遵守し、安全運転に努められるとともに、常に担当車両の点検整備を励行されるなど、交通事故の未然防止に努められたい。

また、同センター開園に伴い廃園となった5幼稚園舎のうち、3園舎については倉庫、1園舎については学童保育施設として有効活用しており、残る1園舎については地域の公民館としての利用について協議されているところである。

・美杉事務所

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

小学校、中学校の統合により、学校区が変更され広範囲での通学となったことから、本市所有の中型バス等8台によるスクールバス運行（8ルート）を直営（7ルート）及び委託（1ルート）により実施されており、児童及び生徒202人を送迎している。運転者は、交通法規を遵守し、安全運転に努められるとともに、常に担当車両の点検整備を励行されるなど、交通事故の未然防止に努められたい。

また、公共交通機関を利用した遠距離通学する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、遠距離通学費補助金を該当者に交付している。

<久居総合支所>

・総務課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、情報公開に係る請求の受付及び開示、榊原及び栗葉出張所の総括管理及び連絡調整、市有財産の管理、津市久居市民会館の管理、自主防災組織、収納に係る総括、榊原財産区に関する事務などを分掌している。

市民会館駐車場内に電力会社の電柱等の設置のため、土地の賃貸借契約が締結されているが、当該駐車場は行政財産であり、原則貸付禁止とされていることから、使用許可への変更など適切に整理されたい。

久居総合支所職員駐車場運営協議会が民間の土地所有者から職員駐車場用地として賃借している土地の一部を、市が公用車駐車場用地として同協議会から転借しているが、民法第612条の規定（賃借権の譲渡及び転賃の制限）を踏まえ、賃貸借契約のあり方について整理されたい。

・地域振興室

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当室においては、地域活動の振興事業に係る企画及び調整、地区地域審議会に関する事務などを分掌している。

平成18年1月1日、旧久居市の区域を設置区域とした久居地区地域審議会が設置され、同年5月には第1回目の地域審議会が開催されたところである。今後、当審議会においては、設置区域に係る基本構想の策定に関する事項等について審議などが行われることになるが、審議が円滑になされるよう本庁・各総合支所との密接な連携を図られることを望むものである。

また、地域活動振興事業については、サマーフェスティンひさい、久居まつり事業、環境協働事業など、地域の特性に応じた19事業（本年度予算額5,070万円）を実施又は予定されているところである。

・市民課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、住民基本台帳、戸籍及び外国人登録に係る届出の受付及び諸証明の交付、市民税及び県民税に係る申告書の受付及び賦課、固定資産税に係る評価及び賦課並びに斎場に関する事務などを分掌している。

時間外勤務状況について、資産税担当の勤務時間数が突出して多いが、これは、数千件に及ぶ旧久居市における小規模住宅用地に係る固定資産税の賦課誤りの更正処理に多くの時間を要したことが主な原因である。

このような賦課誤りは、税務行政の公平を欠くものとして、その対象となった納税者をはじめ、市民の信頼を損なうとともに、その更正処理には多額の経費が必要となることから、今後、このようなことのないよう、職員の資質向上等、税務行政の公平の確保と市民の信頼の回復に向けた一層の努力を望むものである。

・福祉課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、生活保護、国民健康保険、介護保険、高齢・障がい、こども家庭、包括支援に関する事務などを分掌している。

平成18年4月から介護保険制度が予防重視や地域に密着したケアの観点から見直され、地域の中核施設として地域包括支援センター制度が創設され、本庁舎内と当総合支所内の2か所に設置されたところである。

同センターにおいては、介護予防事業の総合的なマネジメント、総合的な相談、支援、虐待防止などの権利擁護事業が実施されている。

福祉バス事業については、平成10年8月から、交通不便地の高齢者等福祉対象者の交通手段の確保を目的として事業を実施されてきており、事業は直営で行い、無料である。なお、本年度（平成18年9月末現在）の利用者数は、5,080人となっている。

・生活課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、自治会との連絡調整、市民活動組織の育成援助、コミュニティ施設及び集会所、人権施策の推進、地域調整に関する事務などを分掌している。

平成18年4月から地区集会所の管理委託を指定管理者制度に移行されたところであるが、各集会所の設置目的に沿って有効に利用され、効果的に運営されるよう望むものである。

また、福祉資金に係る未収金の収納等については、電話催告、訪問指導等に取り組まれているところであるが、今後とも、適切な納付指導と効率的かつ適正な滞納整理に努められたい。

・環境課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、ごみの減量化及び再資源化の推進、明神リサイクルストックヤード、森町清掃事業管理センター及びごみ収集車両の維持管理、新最終処分場の建設に係る連絡調整、久居榑原風力発電施設の維持管理、津市久居墓園の管理に関する事務などを分掌している。

地球温暖化や酸性雨など、地球規模での環境問題への関心が高まる中、地球環境への負荷の少ないクリーンエネルギーを導入するため、1基当たりの発電能力750kWhの風車4基を市直営で設置し、電力会社へ供給している。風力発電施設は落雷による損傷も受けやすく、先の定期点検において発見された風車ブレード及び発電機カバーの異常個所の修繕を本年度において行っている。

今後においても、新エネルギー利用促進の啓発及び風力発電施設の適切な維持管理に努められたい。

・産業課

ア 指導事項

津市榑原自然の森温泉保養館の回数券販売に係る収納事務を中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンターに委託しているところであるが、告示手続きに不備が見受けられたので、適切に取扱われるよう指導した。

イ 所 見

当課においては、観光施設、観光事業の実施、久居駅東口駐車場、農業の指導及び振興、農作物等への鳥獣被害の防止、林道の維持管理に関する事務などを分掌している。

津市榑原自然の森温泉保養館（湯の瀬）の管理運営については、平成15年度に公債費償還が終了しており、また、人員配置の見直しなどによる経費節減に努められているところであるが、当施設は建築後18年が経過しており、修繕費等の維持管理コストもかかることから、更なる効率的運営を図られるとともに、今後においては、指定管理者制度も含めた施設のあり方について検討されたい。

・建設課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、公園緑地、道路、水路等の維持管理及び市営住宅等の維持修繕並びに公共下水道に係る維持管理及び準用河川の維持管理に関する事務などを分掌している。

市営住宅2団地の一部の土地について、昭和34年及び昭和44年に、それぞれ、久居町（当時）が買収したとされるが、これらの買収に係る所有権移転登記が未了である。これらの案件は、相当長期化しており、債権の消滅時効に係る問題や土地の権利関係の複雑化等、早期解決が困難な状況にあるが、これらの土地が現に市営住宅の用に供されていることから、できる限り早期の解決が望まれる。

また、旧久居市営住宅に係る駐車場使用料の滞納については、市営住宅課と連携を図り、早期回収に努められたい。

・ポルタひさいふれあいセンター

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当センターにおいては、当該施設の維持管理、使用許可、出張所の住民サービス窓口として戸籍、住民票、税などに関する証明書の交付、印鑑登録、住民基本台帳関係の届出に関する事務などを分掌している。

当センター及び出張所の施設並びに業務内容を案内するパンフレットを作成し、利用者へのPRを行っており、合併後は、特に高茶屋や一志地域の利用者が増加しているところである。

今後においても、久居駅前という絶好の立地を生かし、施設の一層の利用促進を図られるとともに、住民ニーズに対応して出張所機能の拡大、充実に努められたい。

＜河芸総合支所＞

・総務課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、支所職員の服務、本庁との連絡調整、庁舎・市有財産の管理、車両管理の総括及び防災行政無線等通信機器の管理運用並びに収納に係る総括に関する事務（以下、各総合支所総務課の項において「共通分掌事務」という。）などを分掌している。

亀山市に有する本市の所有林（普通財産）約2万5千平方メートルについては、明治時代に取得したもので、現在、当総合支所が管理している。旧町において生涯学習、生涯教育の一環として、町有林を訪ね、自然と触れ合うという事業を実施されてきているが、利用目的等は決められていないため、今後の活用方法を含め市有財産としての適正、効率的な管理に努められたい。

・地域振興室

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当室においては、地域活動の振興事業に係る企画及び調整並びに地域審議会に関する事務などを分掌している（以下、各総合支所地域振興室の項において同じ。）。

地域活動振興事業については、河芸事務所自主文化振興事業、音と光の祭典、中学校区コミュニティ推進事業など、地域の特性に応じた15事業（本年度予算額2,346万8千円）を実施又は予定されているところである。

・市民福祉課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、住民基本台帳、戸籍等に係る届出の受付及び諸証明の交付、市民税及び県民税に係る申告書の受付及び賦課、固定資産税に係る評価及び賦課並びに生活保護及び児童福祉に係る相談等並びに介護保険、国民健康保険等に係る被保険者資格に関する事務（以下、各総合支所市民

福祉課の項において「共通分掌事務」という。)のほか、津市河芸ほほえみセンターの管理運営に関する事務などを分掌している。

当総合支所管内においては、在住外国人の世帯が増加し、地元企業への外国人研修生も多く居住していることから、千里ヶ丘出張所にポルトガル語の通訳を配置し、外国人登録等の各種手続きを行われているところである。

また、津市河芸ほほえみセンターについては、本年度（平成18年10月末現在）利用者数は1万1,154人となっており、今後も多数の利用者が見込まれる中、安全で快適に利用できるよう、引き続き適切な維持管理に努められたい。

・生活環境課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、自治会との連絡調整、防犯及び交通安全意識の啓発等並びに人権施策の推進、男女共同参画に係る計画の推進及びコミュニティ施設等の管理並びにごみの減量の推進及び不法投棄等環境対策に関する事務（以下、各総合支所生活環境課の項において「共通分掌事務」という。）などを分掌している。

ごみ収集運搬業者に貸与していたごみ収集車両4台が、契約内容の見直しにより本年度から不用となったことから、このうち1台については老朽化により廃車し、残り3台については環境事業課及び久居総合支所に貸与を行い有効活用しているが、平成19年度からは事務の効率化及び使用実態を踏まえ、環境事業課への所管換えを予定している。

また、生活環境の美化を図るため、清掃意識の普及、不法投棄の防止等に努められているところであるが、今後も、本庁所管課との連携により、ごみ減量についての市民意識の向上に努められたい。

・産業建設課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、商工業の育成及び観光事業に係る総合調整並びに農業、畜産業等の振興及び農業用施設等の維持管理並びに公園緑地、道路、水路等の維持管理及び公共下水道に係る維持管理に関する事務（以下、各総合

支所産業建設課の項において「共通分掌事務」という。)のほか、市営住宅等の維持修繕及び公共交通事業の運営に関する事務などを分掌している。

コミュニティバスの運行について、旅客運送事業者に委託されているが、当該受託事業者は、平成18年9月に、乗客輸送中にその運転者等の不注意による交通事故を起こしている。同受託事業者は、同年7月にも、芸濃総合支所におけるコミュニティバス運行受託事業において、不注意による交通事故を起こしていることから、再発防止策が十分に講じられなかったと言わざるをえない。当該受託事業者が、旅客自動車運送事業運輸規則等に基づき、運転者に対して適切に指導及び監督しているか否かを確認するなど、事故再発防止策を徹底するよう必要な措置を講じられたい。

市営住宅に係る土地の借上げについて、従来、賃貸人との間に当該土地借上げに係る契約書が作成されていなかったため、公営住宅法及び借地借家法等関係法令の趣旨に照らし、早急に是正されたい。

生産者団体等に対する各補助金及び交付金について、補助金交付の目的及び趣旨並びに補助金交付先団体の活動及び収支の実態等諸般の事情を総合的に考慮の上、その必要性及び妥当性についての評価の充実を図られたい。

<芸濃総合支所>

・総務課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、保健福祉センター等複合施設及び財産区に関する事務などを分掌している。

当庁舎は、保健福祉センター、授産施設を含めた複合施設となっており、庁舎棟2階会議室がコミュニティセンターとして、住民に向けた会議室の利用が行われている。

棕本財産区については、昭和31年に設立され、市町村との一体的関係を保持しつつ、財産区の運営にその住民の意思を反映させることができる簡素な審議機関としての財産区管理会が設けられ、管理運営に当たっている。

近年の林業の不振から、十分な維持管理に費用を充てることができない状況となっている。

- ・地域振興室

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 地域活動振興事業については、Geino X'mas 2006、げいのうどっと来い夏まつり、龍王桜マラソン大会など、地域の特性に応じた12事業（本年度予算額1,508万8千円）を実施又は予定されているところである。

- ・市民福祉課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、共通分掌事務のほか、芸濃温泉ふれあいの湯の管理に関する事務などを分掌している。

- 芸濃温泉ふれあいの湯（芸濃福祉センター内の浴室施設）については、当総合支所管内の事業所等にチラシを配布されるなどにより、平成16年10月のオープン以来、着実に利用者が増加しているところであるが、今後においても、利用促進に向けた取組みに努められたい。

- ・生活環境課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、共通分掌事務のほか、津市雲林院福祉会館の管理に関する事務などを分掌している。

- 幼稚園の統合により廃止、不用となった雲林院幼稚園舎を津市雲林院福祉会館として有効活用しており、その建物及び土地について平成18年4月1日芸濃事務所から当課へ所管換えを行っている。当福祉会館においては、市民の健全な文化生活を育成し、社会福祉の増進を図るため、生活相談及び生活改善指導、健康相談、教養文化講座、人権啓発事業などが実施されているが、今後も、市民の人権意識の高揚に努められたい。

- ・産業建設課

- ア 指導事項

- 特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、公共交通事業の運営及び津市錫杖湖水荘等の管理に関する事務などを分掌している。

コミュニティバスの運行について、旅客運送事業者に委託され、その交通事故の防止については、河芸総合支所産業建設課の項で述べたとおりであり、当該受託事業者が、旅客自動車運送事業運輸規則等に基づき、運転者に対して適切に指導及び監督しているか否かを確認するなど、事故再発防止策を徹底するよう必要な措置を講じられたい。

津市錫杖湖水荘等の管理について、ランニングコストや減価償却費等の概念を視野に入れた長期採算性の評価などを行い、一般会計の負担を把握するなど、適切な経営判断をなし得るよう検討されたい。

生産者団体等に対する各補助金及び交付金について、補助金交付の目的及び趣旨並びに補助金交付先団体の活動及び収支の実態等諸般の事情を総合的に考慮の上、その必要性及び妥当性についての評価の充実を図られたい。

<美里総合支所>

・総務課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務などを分掌している。

当総合支所所管のマイクロバスの利用状況については、小・中学校の交流学習等に年間70日程度利用されているところであるが、効率的、効果的な運用方法を含め、そのあり方を検討されたい。

・地域振興室

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

地域活動振興事業については、美里夏まつり、美里ふるさと文化まつり、自慢できる村づくり事業など、地域の特性に応じた11事業（本年度予算額1,403万8千円）を実施又は予定されているところである。

・市民福祉課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、高齢者生活福祉センターの施設管理に関する事務などを分掌している。

高齢者生活福祉センターの運営については津市社会福祉協議会へ委託し、施設の維持管理については本市が行っているが、効率性の向上を図るため、今後の施設維持管理について指定管理者制度に基づく管理を検討されているところである。

窓口業務においては、各種届出の受付、各種証明書の交付について、迅速かつ正確な事務処理に努められ、市民サービスの向上を図られたい。

・生活環境課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、長谷山ハイツ共同污水处理施設の維持管理に関する事務などを分掌している。

当総合支所管内においては、水道水源の取水口（長野川）上流の早期浄化槽整備のため、小型合併浄化槽の設置に市単独で上乗せ補助をされているところである。

また、長谷山ハイツ共同污水处理施設の維持管理業務及び使用料（住居の場合は、農業集落排水処理施設使用料と同額）の賦課徴収等が行われているが、施設の老朽化が著しく進行していることから、維持管理のあり方について早期に検討されたい。

・産業建設課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、公共交通事業の運営に関する事務などを分掌している。

平成15年4月から民間委託によりコミュニティバス運営事業を行っており、本年度の月平均利用者数は約730人となっている。当総合支所窓口において回数券を販売しているが、払出簿による帳簿管理では受入数及び残枚数の確認ができないため、今後は、受払簿による在庫管理をされたい。

＜安濃総合支所＞

・総務課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務などを分掌している。

平成18年5月に当総合支所が新庁舎へ移転したことに伴い、旧庁舎はその用途を廃止され、一部は農民研修センターとして公の施設となったが、その他については、利用計画が定められていないところである。

当該立地場所については、安濃地域の公共施設が集積しているところであることから、有効活用などについて早急に計画を策定するように努められたい。

・地域振興室

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

地域活動振興事業については、安濃ふれあい秋まつり、安濃町盆踊り花火大会、安濃町体育祭など、地域の特性に応じた11事業（本年度予算額2,106万円）を実施又は予定されているところである。

・市民福祉課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、福祉バスの運行に関する事務などを分掌している。

福祉バス事業については、交通不便地の高齢者等の交通手段として運行する巡回バス（平成13年4月業務開始）及び学校や福祉団体の運行申請により公共施設への送迎を行う団体運行バス（平成8年8月業務開始）を実施されてきており、業務の実施は津市社会福祉協議会へ委託し、利用料金は無料である。本年度（平成18年11月末現在）の利用者数は、巡回バス3,862人、団体運行バス3,135人となっている。なお、団体運行バスについては、平成19年度末で運行廃止となる予定である。

窓口業務においては、各種届出の受付、各種証明書の交付について、迅速かつ正確な事務処理に努められ、市民サービスの向上を図られたい。

- ・生活環境課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、共通分掌事務などを分掌している。

- 当総合支所管内においては、産業廃棄物処理施設があることから、環境基準値等の監視を実施しているところであるが、今後においても、住民が安心して生活できるよう、事故の未然防止及び監視の強化に努められたい。

- ・産業建設課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、共通分掌事務のほか、特定農地貸付事業に関する事務などを分掌している。

- 特定農地貸付事業として、本市が第三者から賃借している土地を農業者以外の住民に貸付けし、使用料（歳入科目）を徴収しているが、転貸借地の貸付けであることから、歳入科目としては雑入が妥当であると思われるので、見直しを検討されたい。

＜香良洲総合支所＞

- ・総務課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、共通分掌事務のほか、津市サンデルタ香良洲の管理に関する事務などを分掌している。

- 津市サンデルタ香良洲の管理について、同施設の一部を使用する津市社会福祉協議会に光熱水費の負担を求めているが、例えば、一志総合支所は、津市とことめの里一志の施設の一部を使用する同協議会に光熱水費の負担を求めていることから、特段の事情がない限り、統一的な取扱いがなされるよう望むものである。

- ・地域振興室

- ア 指導事項

- 特になし。

イ 所 見

地域活動振興事業については、ふれあいのかおり事業、宮踊り、香良洲町ふるさと愛事業など、地域の特性に応じた11事業（本年度予算額1,781万円）を実施又は予定されているところである。

・市民福祉課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、斎場の管理に関する事務などを分掌している。

斎場については、昭和58年10月に設置され、平成13年3月に火葬炉等の取替工事を実施されている。

また、火葬業務委託については、本庁市民課で一括して契約が行われている。

・生活環境課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務などを分掌している。

当総合支所管内においては、合併前より、一般家庭から排出される家庭系ごみの収集は、もやせるごみと容器包装プラスチックごみの2種類のみで、その他のごみは1か所のごみステーションへ各自が持ち込む方式をとっている。

近年、同管内への在住外国人の増加に伴い、ごみ分別の周知徹底に苦慮されているところであるが、企業での説明会の開催や外国語によるわかり易い説明文書など、収集や施設等の特性に応じた効果的な周知を図られるよう努められたい。

・産業建設課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、漁港施設の管理に関する事務などを分掌している。

道路維持費において、200万円の増額補正を行い道路維持修繕工事、街路樹剪定業務及び路肩等草刈業務を委託実施しているが、委託契約期間が平成18年12月から本年2月に集中していることから、予算執行率は低くなっている。交通安全施設整備費においては、交通安全施設の新設要望がないため、予算執行率は低くなっている。公共下水道事業費維持管理費においては、公共柵設置要望件数が少なく予算執行率は低くなっている。

森づくり整備事業及び公園維持管理事業においては、松くい虫による松枯れの被害が年々増加してきていることから、香良洲町内旧堤防沿い及び香良洲公園内の枯松の伐倒を業者委託により実施しており、今後も伐倒及び松くい虫防除用薬剤の幹注入委託を予定している。また、香良洲公園他5公園の除草等管理業務を経済性と地域住民による公園の環境美化の促進の面から香良洲町老人クラブ連合会に委託している。今後も、樹木等の適切な管理に努められたい。

<一志総合支所>

・総務課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、津市とことめの里一志の管理及び波瀬財産区に関する事務などを分掌している。

津市とことめの里一志の管理について、温泉施設等に係るランニングコストや減価償却費等の概念を視野に入れた長期採算性の評価などを行い、一般会計の負担を把握するなど、適切な経営判断をなし得るよう検討されたい。

財産管理について、普通財産に分類されている一部の土地が、現に公園、消防器具庫等の用に供され、また、行政財産に分類されている一部の土地が、普通財産への分類換えをすることなく、契約に基づく長期の貸付がされていた。これらの土地について、地方自治法第238条第3項の規定の趣旨に照らし、財産管理の適正化を図るべく、必要な措置を講じられたい。

・地域振興室

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

地域活動振興事業については、地域環境活動事業、「温泉と四季の花」ふ

れあいの里事業、一志町ふれあいまつりなど、地域の特性に応じた10事業（本年度予算額2,700万円）を実施又は予定されているところである。

- ・市民福祉課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、共通分掌事務のほか、高岡及び波瀬老人憩いの家の管理に関する事務などを分掌している。

- 老人の福祉の増進を図るため、高岡及び波瀬老人憩いの家を設置され、高齢者が日々集う場、高齢者と住民が交流する場として、多様な事業が行われている。

- また、平成18年4月から高岡老人憩いの家の管理運営を指定管理者に移行されたところである。

- ・生活環境課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、共通分掌事務などを分掌している。

- 団地集会所用地として貸し付けている土地が行政財産として分類されているので、適切に整理、管理されるよう努められたい。

- ・産業建設課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、共通分掌事務のほか、市営住宅の維持管理及び公共交通事業の運営に関する事務などを分掌している。

- 乗合タクシー運行管理業務については、平成17年4月から、一志町内の交通空白地帯における交通の利便性を確保するため実施されてきており、業務の実施はタクシー会社に委託し、利用料金は200円（小学生未満は無料）である。なお、本年度（平成18年11月末現在）の利用者数は2,709人で、その利用料金収入は53万1,200円となっている。

- 市営住宅の維持管理については、当総合支所管内の14戸の市営住宅の

うち、本年度3戸において経年劣化による床及び食器棚の修繕を行っている。また、現年度において家賃の滞納が数か月にわたる場合については、滞納整理を行われているところであるが、滞納額が多額にならないよう、早期督促、納付指導に努められたい。

<白山総合支所>

- ・総務課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、共通分掌事務などを分掌している。

- 土地台帳において、一部、合筆や処分などの異動が反映されていなかったため、平成18年11月に台帳整理されたところであるが、一部財産において行政財産と普通財産の分類誤りが見受けられたので、今後は、注意されたい。

- ・地域振興室

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 地域活動振興事業については、ふれ愛フェスタ、白山総合文化センター事業、各地区スポーツ大会事業など、地域の特性に応じた9事業（本年度予算額2,620万円）を実施又は予定されているところである。

- 白山総合文化センター事業について、子供向けのイベントを除き、その必要な経費の2分の1相当額は、入場料収入をもって充てる方針であり、今後も、入場料収入の増収等財源の確保に努められるとともに、他の事業についても、受益者負担の原則及び負担の公平性の確保並びに本市地域振興施策の権衡の保持の観点から、入場料等の徴収について検討されるよう望むものである。

- ・市民福祉課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、共通分掌事務のほか、乳幼児教育センターの管理に関する事務などを分掌している。

5 幼稚園と 3 保育園を統合し、平成 18 年 4 月から乳幼児教育センターが開園している。うち保育園の定員は 170 人、入所園児数は 165 人（同年 11 月 30 日現在）で、白山地域以外からの入園希望もあり、園児数は増加傾向にある。また、子育て支援センターが併設されている。

当施設は一体化施設であることから、今後とも、教育事務所と連携を密にして、効率的な施設運営に努められたい。

・生活環境課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、隣保館等の管理に関する事務などを分掌している。

隣保館施設内の自動販売機の設置については、同施設の用途を妨げないものとして使用を認めているものと解されるが、地方自治法第 238 条の 4 第 4 項の規定に基づく所定の手続きが行われていないので、必要な措置を講じられたい。

・産業建設課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、津市青山高原保健休養地等の管理、公共交通事業の運営及び終末処理場の維持管理に関する事務などを分掌している。

平成 18 年 4 月から津市青山高原保健休養地、わかすぎの里、滞在型市民農園リバーパーク真見の管理運営を指定管理者に移行されたところである。

コミュニティバス事業については、平成 10 年 4 月から営業路線バスの廃止に伴い代替バスとして実施されてきており、業務の実施は民間事業者に委託し、利用料金は 250 円（小児は 130 円、6 歳未満は無料）である。

佐田浄化センターについては、流域下水道へ接続されるまでの間、維持管理を続けていくことになると思われるが、今後とも、適切な施設運営に努められたい。

＜美杉総合支所＞

・総務課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務などを分掌している。

旧伊勢地中学校跡地（16筆、約4,856平方メートル）については、現在、未利用地となっていることから、今後の利用方法について検討されるとともに、所有権移転登記がされていない土地が4筆あることから、詳細を調査の上、早急に是正されたい。

・地域振興室

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

地域活動振興事業については、みすぎ夏まつり納涼花火大会事業、三多気桜まつり事業、君ヶ野ダム公園桜まつり事業など、地域の特性に応じた14事業（本年度予算額2,200万円）を実施又は予定されているところである。

文化講演会事業について、入場料を徴収しない方針であるが、例えば、白山総合支所の地域活動振興事業についてみると、入場料を徴収しているものがあることから、受益者負担の原則及び負担の公平性の確保並びに本市地域振興施策の権衡の保持の観点から、入場料の徴収について検討されるよう望むものである。

・市民福祉課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、美杉高齢者生活福祉センターの管理に関する事務などを分掌している。

当総合支所管内においては、平成18年12月末の人口（住民基本台帳）は、6,513人（前年同期と比較して300人の減）、高齢化率は、約45パーセントとなっている。

美杉高齢者生活福祉センターを中心として高齢者施策が実施されているところであるが、事業主体となっている津市社会福祉協議会と連携を密に

して、地域の特性に応じた地域ケア推進事業を実施されるよう努められたい。

・生活環境課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、隣保館等の管理に関する事務などを分掌している。

太郎生地内の産業廃棄物不法投棄是正事業について、三重県の事業費補助があるものの、本年度及び次年度においても相当の市費を投じることとなるが、不法投棄地の所有者であり不法投棄者である者は、これら公費の弁済に係る誓約書を美杉村長（当時）及び三重県知事に提出していることから、本市の負担に係る経費相当額の弁済を求めるため、県当局とも協議され、具体的な措置を講じられたい。

隣保館分館 7 施設について、津市隣保館の設置及び管理に関する条例にその設置及び管理に関する定めはなく、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定の趣旨に照らし、各施設の利用実態に応じて、その設置及び管理のあり方を検討されたい。

・産業建設課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、共通分掌事務のほか、公共交通事業の運営、市営住宅等の維持管理及び津市レークサイド君ヶ野等の管理に関する事務などを分掌している。

津市レークサイド君ヶ野は、平成 18 年 11 月末現在、利用者数は 1 万 4,235 人、施設使用料及びレストラン売上金額は 2,183 万 3 千円となっている。今後とも、利用者の増進及び費用削減に努められたい。

コミュニティバス事業については、営業路線バスの廃止に伴い、平成 4 年 4 月から川上線、平成 10 年 4 月から丹生俣線の代替バスの運行を開始されるとともに、公共交通空白地帯における交通の利便性を確保するため、同月から飼坂線、平成 11 年 4 月から逢坂線の運行を開始されてきており、業務の形態は、本市所有のマイクロバス等で運行する方法と民間事業者に委託する方法をとっている。利用料金は 200 円～900 円（小児は半額、

6歳未満は無料)である。

平成18年4月から津市ヒストリーパーク塚原、美し郷霧山、美杉林業研修集会施設グリーンハウス美杉の管理運営を指定管理者に移行されたところである。

津市美杉地域産物加工販売施設(道の駅美杉)等においては、農産品等の売上金を日々取り扱うことから、現金の保管及び管理については十分注意されたい。

《各総合支所共通事項所見》

地域活動振興事業については、地域の特性に応じて実施されているところであるが、本年度の予算総額は2億3,196万円(10地域で125事業)となっており、今後、地域審議会での議論を考慮しながら、関係部局とも協議され、事業の趣旨及び目的を精査し、本市の地域振興施策の統一的な方向性などを検討するよう努められたい。

また、コミュニティバス、福祉バスなどバス事業については、それぞれの地域の実情に応じて実施されてきていることから、運行形態や利用料金はさまざまである。これらのバス事業については、新市移行後、3年以内程度で随時調整するとされてきているが、今後、関係部局とも協議され、既存事業について調査検討し、新市の新たな公共交通事業を構築するよう努められたい。

<財政援助団体等>

・津市土地開発公社

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当公社においては、公有地の拡大に関する法律に基づき、本市が行う公共事業用地の先行取得並びに宅地造成及び工業用地造成事業を行っている。

中勢北部サイエンスシティ第1期事業に係る用地取得については、未だ一部地権者との合意に至っておらず、全体の買収率は99.1パーセントに止まっていることから、未買収地について地権者の理解、協力が得られるよう引き続き鋭意努力されたい。また、本年度は岩田池公園整備用地、上浜元町線街路用地及び阿漕浦野田線道路改良用地の取得に取り組まれているが、これらについても地権者の理解、協力が得られるよう努力されたい。

中勢北部サイエンスシティ第1期事業の平成18年12月末現在の分譲

率については、住宅用地は205区画中108区画が分譲済みで52.7パーセント、企業用地では24区画中16区画が分譲済みで66.7パーセントとなっている。引き続き販売促進に努められたい。

また、長期保有する7事業用地については、引き続き本市に再取得の立案を要望されるなど、長期保有資産の解消が図られるよう積極的に取り組まれたい。

- ・ 社会福祉法人津市社会福祉協議会

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 津市及び久居市、安芸郡3町1村、一志郡3町1村の10社会福祉協議会が平成18年1月4日に合併し、津市社会福祉協議会が新たに設立されたところである。当協議会は、地域福祉を増進する機関として地域社会において住民が主体となった地域福祉の増進を図るために、各種サービスの提供を行っている。

- 本市は、運営費補助として、平成17年度（通年）に3億2,363万3千円を、平成18年度に5億429万2千円の補助金を交付（平成18年度は交付予定）している。

- 当協議会においては、当該補助金の約92パーセントを人件費に充当しているところであるが、引き続き、経費節減を図るとともに自主財源の確保に努められ、運営基盤の強化を図られたい。

- また、地域福祉基金積立預金、地域福祉資金積立預金を管理運用し、各地区社会福祉協議会に対する事業運営助成などを行っているが、金利上昇傾向であるとはいえ、まだまだ低金利であることから、今後も継続して事業が実施できるよう、安全かつ確実に効率的な運用を期待するものである。

- ・ 社会福祉法人津市社会福祉事業団

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当事業団においては、本市が設置する社会福祉センター、乳児院及び児童養護施設、たるみ老人福祉センター、北部市民センター、西部市民センター及びふれあい会館並びにたるみ作業所等の指定管理者となり、これら施設の管理運営に関する業務をはじめ、本市及び関係機関との連絡に関する事務などを行っている。

同事業団は、市町村合併前は、旧津市が設置していた８施設の管理運営委託を受け、その事業を運営されていたが、市町村合併後は、旧津市以外の町村が設置していた９施設を加え、全１７施設の指定管理者となり、その業務量及び職員数は大幅に増加し、業務内容も多岐にわたり、かつ、これら施設の所在も広範囲に及ぶこととなったが、従来培われた経験を最大限に生かされ、より効率的かつ効果的な業務の執行及び適正な定員管理をはじめ、利用料金制に係る施設の受益者負担の原則と負担の公平性の確保等に努められ、本市の公の施設の設置の目的を効果的に達成し、ひいては市民の福祉が一層増進されることを望むものである。

・財団法人津市社会教育振興会

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当振興会の運営する津市青少年野外活動センターは、緑豊かな自然環境のもとで、集団宿泊学習などの学校行事や子ども会・スポーツ少年団などの交流の場として、心身共に健全で情操豊かな青少年を育成することを目的とした社会教育施設として利用されている。

また、恵まれた自然環境の中で自然に対する理解を深めながら、親子のふれあいと家族間の交流を深める事業や、子どもたちが積極的に参加できる事業を実施されている。今後とも多くの人に参加してもらえるよう魅力ある事業の実施に取り組まれない。

監 査 公 表

津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成19年3月5日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 平 岡 益 生
同 永 田 正
同 山 中 利 之

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査執行者

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 田 中 勝 博
同 村 田 彰 久
同 山 中 利 之

第2 監査実施年月日及び監査対象

監査実施年月日	監 査 対 象
平成18年12月27日	<榊原財産区> <波瀬財産区> <河内財産区>

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

第4 監査の着眼点

監査の実施に際しては、予算の執行は計画的、効率的に行われているか、

また、その手続は適切か、会計処理は法令等に基づき行われているか、現金の取扱いが適切に行われているか、財産の管理は適切に行われているか、各種の帳簿、書類の記帳、保存等は適切に行われているかなどのほか、事務処理は効率的、効果的に行われ、改善すべきところはないかなどを基本的事項とした。

第5 監査の結果

各財産区の財産の管理及び処分等に当たって、法令等の定めるところに従い、適正に執行されているものと認められた。

各財産区の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

<榊原財産区>

1 指導事項

さくらまつり事業などに対し補助金を交付されているが、交付申請書、実績報告書などの記載内容が簡略化されているため、申請内容等を十分精査できないことから、申請受付時に内容の確認を行うよう指導した。

2 所見

財産区所有地のうち、直営林及び地元貸付地について、境界確認・境界杭の設置・地図整備作業などを順次、進められており、現在、対象面積966万6,103ヘクタールに対し、約3分の1を終了されたところであるが、所有財産の適正な管理に向け、引き続き、作業実施に努められたい。

また、覚書により、地上権設定契約解消のための補償金を毎年、旧地上権者に支払われているが、当該覚書の更新時には損失補償額を十分精査のうえ処理されたい。

<波瀬財産区>

1 指導事項

特になし。

2 所見

当財産区は、本市一志町波瀬に設置され、山林、畑、田など約101ヘクタールを所有し、管理しているが、所有権移転登記がされていない土地が12筆あることから、これらの土地の整理について積極的に取り組まれたい。

また、財産の管理及び処分等については、地方自治法第296条の5

に規定する財産区運営の基本原則等に十分に配慮されたい。

＜河内財産区＞

1 指導事項

特になし。

2 所 見

当財産区は、本市芸濃町河内に設置され、山林約13ヘクタール及び公民館1棟を所有し、管理しており、その収入及び支出は、本市一般会計と分別して経理されている。

財政調整基金について、適時に、確実かつ効率的な運用がなされるよう、資産運用基準について検討されたい。なお、平成17年度河内財産区会計歳入歳出決算審査意見において指摘した基金運用益の処理に一部不適切な処理があったことについて、当年度は、これを是正すべく、必要な予算措置が講じられた。

当年度歳出予算の執行率は、平成18年11月末現在で、1.4パーセントであり、今後の主な支出見込みについてみても、議員報酬その他諸経費のみであることから、予算積算の適正化について検討されたい。

当財産区の財産台帳について、不動産登記事項証明書による土地面積等の確認により、正確な数値を把握されるとともに、立木推定蓄積量についても、合理的な算定方法によりこれを算定され、その算定方法を明らかにされたい。

財産の管理及び処分等については、地方自治法第296条の5に規定する財産区運営の基本原則等に十分に配慮されたい。

津市監査委員告示第４号

平成１８年１２月２２日付津市監査委員告示第５号において公表した定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、津市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成１９年３月１４日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 平 岡 益 生
同 永 田 正
同 山 中 利 之

監査の結果及び講じた措置の内容

監査対象部局等	総務部 総務課
【監査の結果】 市外旅費領収書において、一部当該職員の領収印及び領収年月日の記入漏れがあったので、適切に行われるよう指導した。	【措置の内容】 市外旅費領収書における一部当該職員の領収印及び領収年月日の記入漏れについては、領収の押印及び領収年月日を記入し、書類整備を行いました。 また、課内において、市外旅費領収時には、領収印及び領収年月日の記入を行うよう徹底しました。
監査対象部局等	市民部 市民交流課
【監査の結果】 国際交流・都市間交流については、当該都市との相互理解を深め、住民相互の交流等、地域の活性化に寄与しているところであるが、補助金等民間交流支援のあり方について、今後、検討されるよう努められたい。	【措置の内容】 国外、国内の交流都市との民間交流に対する支援のあり方、特に、ご指摘のありました日本三津交流のまつり交流参加団体への補助金の交付につきましては、平成１８年１１月１７日に行われました交流会議におきまして、他都市からまつり交流の見直しが提案され、本市でも検討した結果、今後民間団体のまつり交流への補助金の交付は行わないこととしました。

監査対象部局等	市民部 リージョンプラザ
【監査の結果】 お城ホール等の使用料については、条例の規定では、施設使用料を使用許可の際に納付することとなっているが、還付等が発生しないよう使用許可の際に半額、使用後に残額を納付するという独自の運用がなされていたため、規定どおり行うよう指導した。	【措置の内容】 お城ホール等の使用許可の際における使用料の納付については、条例の規定の趣旨を踏まえ、一括納付するよう、平成１９年１月４日から実施しました。
監査対象部局等	市民部 アストプラザ
【監査の結果】 使用料及び手数料の収納事務において、業務終了後、施設内の金庫に保管し、週３回、金融機関へ持ち込み収納している。公金の取扱いについて、安全かつ適正に管理するため、金融機関への納入は、速やかに行うよう指導した。	【措置の内容】 公金の取扱いについて 公金収納をより安全かつ適正に管理するため、週３回であった金融機関への持ち込み収納を毎日（休日分については休日明け）行うように措置することとしました。
監査対象部局等	環境部 白銀環境清掃センター
【監査の結果】 臨時職員の任用について、１３人中、７０歳以上の者でみると２人（１５パーセント）、６５歳以上の者でみると５人（３８パーセント）となっており、本市の臨時職員任用に係る年齢基準を超える高齢者の任用が少なくないが、特段の事情がない限り、同基準によることが望ましく、今後見直しを検討されたい。	【措置の内容】 臨時職員に係る高齢者の任用の見直しについて 臨時職員に係る高齢者のうち４人（事務補助１人・清掃作業補助３人）については、平成１９年度からの引続いての任用はしない措置を講じました。 今後、段階的に任用の見直しを図ってまいります。

監査対象部局等	健康福祉部 中央保健センター
【監査の結果】 「津市休日応急・夜間こども応急クリニック」及び「津市久居休日応急診療所」における公金の収納事務について、保健衛生使用料の収納事務を事実上、委託しているにもかかわらず、手続きに不備が見られたので、適切に取扱われるよう指導した。	【措置の内容】 「津市休日応急・夜間こども応急クリニック」及び「津市久居休日応急診療所」の使用料の収納事務の一部委託について地方自治法施行令第１５８条第２項の規定に基づき平成１８年１１月２日付で告示しました。

津市水道局告示第4号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成19年3月15日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社 ヨシダ	津市一身田上津部田 1503 番地の1	平成 19 年 3 月 2 日
有限会社 渚	津市中河原 2057 番地	平成 19 年 3 月 2 日
有限会社 真栄	津市美杉町八知 712 番地 4	平成 19 年 3 月 2 日